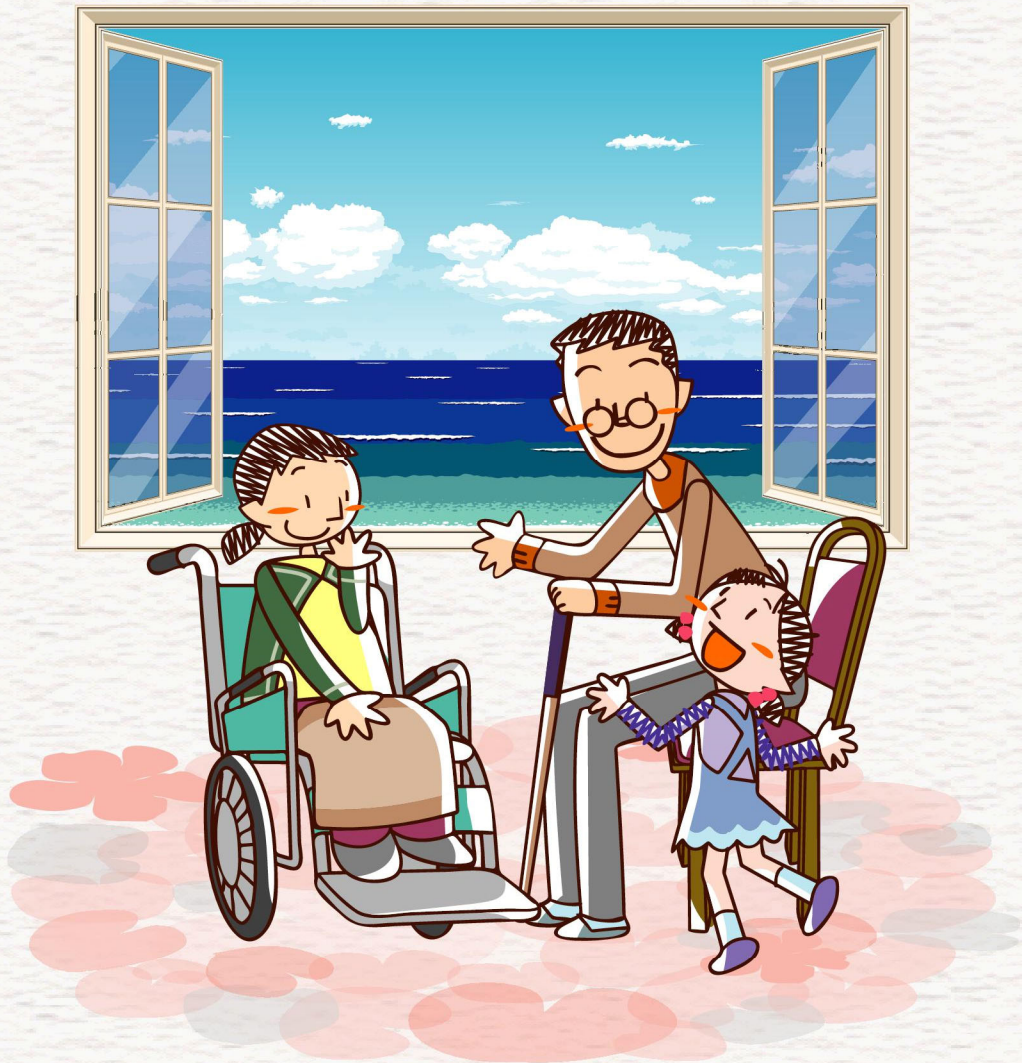


南知多町

第2次障がい者計画 第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画



令和3年3月
南知多町

【「害」の字をひらがな表記することについて】

「害」の字には、「わるくすること」や、「わざわざ」等の意味もあるため、違和感や不快感を抱く方もいます。「障がい」の表記を目にすることで、障がい福祉に関心を持つきっかけや、ノーマライゼーション社会の実現に向けた意識醸成になることも期待されます。本計画書では、法令で定められた用語や団体名等の固有名称を除き、ひらがなで表記しています。

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 法令等改正の動き	2
3 計画の位置づけ	8
4 計画の対象	9
5 計画の期間	9
6 計画の策定体制	9
第 2 章 障がいのある方を取り巻く現状と課題	10
1 南知多町の現状	10
2 アンケート調査からみる現状	23
3 ヒアリング調査からみる現状	34
4 知多南部地域自立支援協議会各部会からの提言	35
5 現状と課題のまとめ	36
第 3 章 計画の基本的な考え方	40
1 計画の基本理念	40
2 計画の基本目標	41
3 計画の施策体系	42
第 4 章 障がい者計画の展開	43
基本目標 1 障がいを理解し、ともに生きる地域社会づくり	43
基本目標 2 自立を支援し、いきいきと暮らせる環境づくり	48
基本目標 3 障がいのある方の可能性を拓げ、社会参加できる環境づくり	57
基本目標 4 安心して暮らせる環境づくり	63
○ 管理指標	68

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の展開..... 69

- 1 計画の基本方針..... 69
- 2 成果目標と活動指標..... 71
- 3 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み..... 79
- 4 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み..... 86
- 5 障害児支援の利用状況と利用見込み..... 97

第6章 計画の推進体制及び評価..... 99

- 1 計画の推進体制..... 99
- 2 計画の進行管理..... 99

資料編 100

- 1 南知多町障がい者計画策定委員会設置要綱..... 100
- 2 南知多町障がい者計画策定委員会委員名簿..... 102
- 3 南知多町第2次障がい者計画・第6期障がい福祉計画
・第2期障がい児福祉計画策定経過の概要..... 103
- 4 町内サービス事業所一覧..... 104
- 5 用語解説..... 105



計画策定にあたって

|| 1 計画策定の背景と趣旨

我が国の障がい者施策は、障害者基本法第1条に規定されているように、すべての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、各施策が進められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」を定め、障がいのある方の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

本町においても、平成30年3月に「南知多町障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

「南知多町障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、新たに「南知多町第2次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定します。

|| 2 法令等改正の動き

(1) 国の基本計画

① 障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

<基本理念>

共生社会の実現に向け、障がいのある方が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

<基本的方向>

1. 社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障がい者差別の解消に向けた取り組みを着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

<総論の主な内容>

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障がいのある女性、子ども、高齢者の複合的な困難や障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障がい者団体や経済団体とも連携した社会全体における取り組みの推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取り組みの推進

(2) 関係法の動向

① 関連法の制定・改正

ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 （平成29年）

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障がいのある方等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設する等、住宅セーフティネット機能を強化。

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 （平成30年）

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障がいのある方等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる。

ウ 学校教育法等の一部改正（平成 30 年）

- ・障がい等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる。

エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（平成 30 年）

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある方が文化芸術を鑑賞しやすくする取り組みや、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援等、障がいのある方が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する。

オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の制定（平成 30 年）

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた。

カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国および地方公共団体における障がいのある方の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障がいのある方の雇用の促進等に関する取り組みの実施状況が優良な中小事業主の認定等の新たな制度の創設が盛り込まれた。

キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

ク 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定（令和元年）

- ・視覚障がいのある方等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務等を明記するとともに、視覚障がいのある方等の図書館利用に係る読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された。

(3) 障がい福祉計画の見直しの動向

① 基本指針の見直しの主なポイント

ア 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討。

イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がいのある方の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取り組み事項を盛り込む。

ウ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取り組みを一層促進させる
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障がいのある方が安心して働き続けられる環境整備を進める。
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進をするとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。

エ 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。

オ 発達障がいのある方等支援の一層の充実

- ・発達障がいのある方等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がいのある方等の家族等に対する支援体制の充実を図る。
- ・発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。

カ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・難聴障がい児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- ・児童発達支援センターや障がい児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。
- ・障がい児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。
- ・自治体における重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。

キ 障がいのある方による文化芸術活動の推進

- ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取り組みの推進をより図るため、都道府県単位で障がいのある方による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む。

ク 障害福祉サービスの質の確保

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集する等の取り組みについて、基本指針に盛り込む。

ケ 福祉人材の確保

- ・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む。

② 個別施策に係る見直し事項（その他の見直し項目）

ア 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む。
- ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要がある。

イ 障がい福祉人材の確保

- ・提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある。
- ・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

ウ 障がいのある方の社会参加等を支える取り組み （障がい者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進）

- ・障がいのある方が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障がいのある方の個性と能力の発揮及び社会参加を図る。
- ・視覚障がいのある方等の読書環境の整備を計画的に推進する。

エ 依存症対策の推進

- 依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある。

オ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- 地域支援機能を強化することにより、障がいのある児童の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である。
- より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障がいのある児童に対する支援を行うこと等、施設を地域に開かれたものとする必要がある。
- 障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要がある。
- 障害児通所支援の体制整備に当たっては、支援が必要な子どもやその保護者が、地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、障害福祉主管部局と教育委員会がより緊密な連携を図ることが重要である。
- 放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要である。
- 地域における重症心身障がい児の人数やニーズを把握する（管内の障がい児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障がい児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）。
- 地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握する（管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）。
- 家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族全般のニーズ把握が必要である（施設単位で補うのではなく、知多南部地域自立支援協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要）。
- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である。
- コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を終了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい。

カ 農福連携等に向けた取り組み

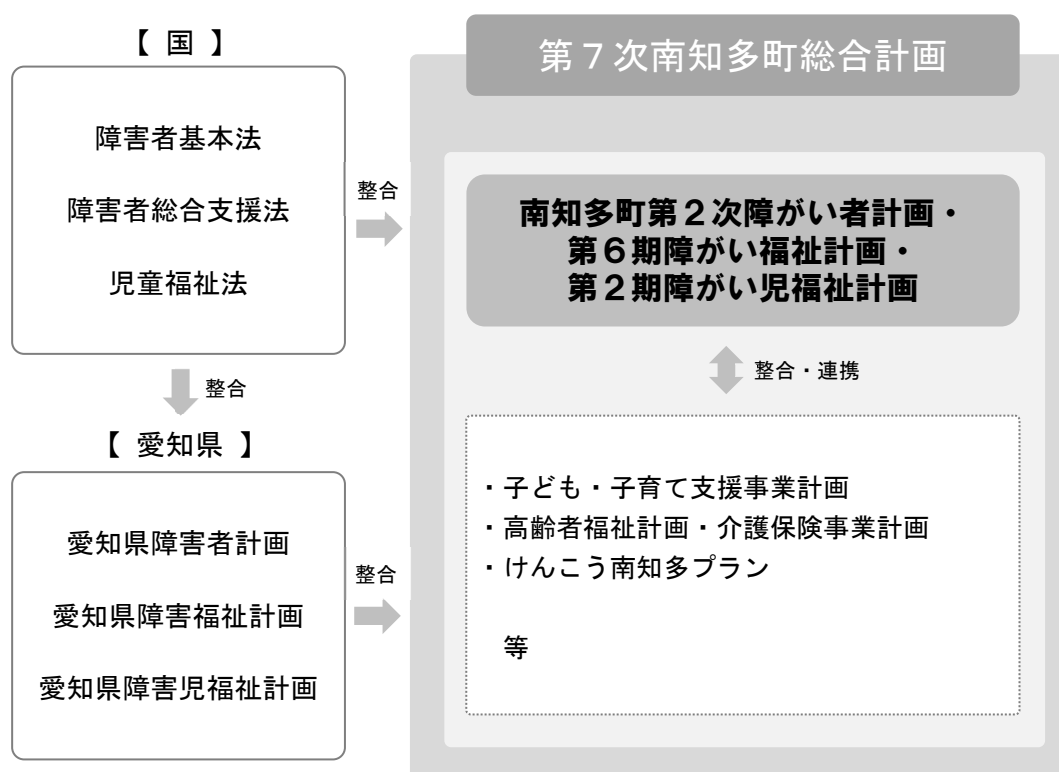
- 一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい。
- 就労継続支援事業等における農福連携の取り組みが推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい。
- 高齢障がい者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障がい者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい。

3 計画の位置づけ

障がい者計画は、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体、事業者、町（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」として位置づけています。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」として位置づけています。

本計画は、障がい者計画と障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を一体的に策定するものです。「第7次南知多町総合計画」の部門計画として策定しており、町総合計画との整合を保ち、また、国・県の関連計画とも連携を図りつつ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進する拠り所として策定しています。



4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等があるために日常生活又は社会生活の中で何らかの不自由な状態にある方を計画の対象とします。

本計画では障がい者を、障害者基本法第2条の定義に沿い、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義します。

5 計画の期間

第2次障がい者計画の計画期間は、令和3年度から令和11年度までの9年間とし、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			第2次障がい者計画								
			第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画			第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画		
第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画											

6 計画の策定体制

障がい者関係事業者をはじめ、福祉団体関係代表者、当事者等からなる「南知多町障がい者計画等策定委員会」を設置し、新たな計画内容に関して議論しました。

また、障がいのある方等を対象にアンケート調査を実施し、障がいのある方の生活状況やニーズ、現行の施策・事業に対する評価等について把握、分析を行いました。

上記アンケート結果を補完し、より具体的な問題や要望を把握するため、広く住民からパブリックコメントを募集しました。



障がいのある方を取りまく現状と課題

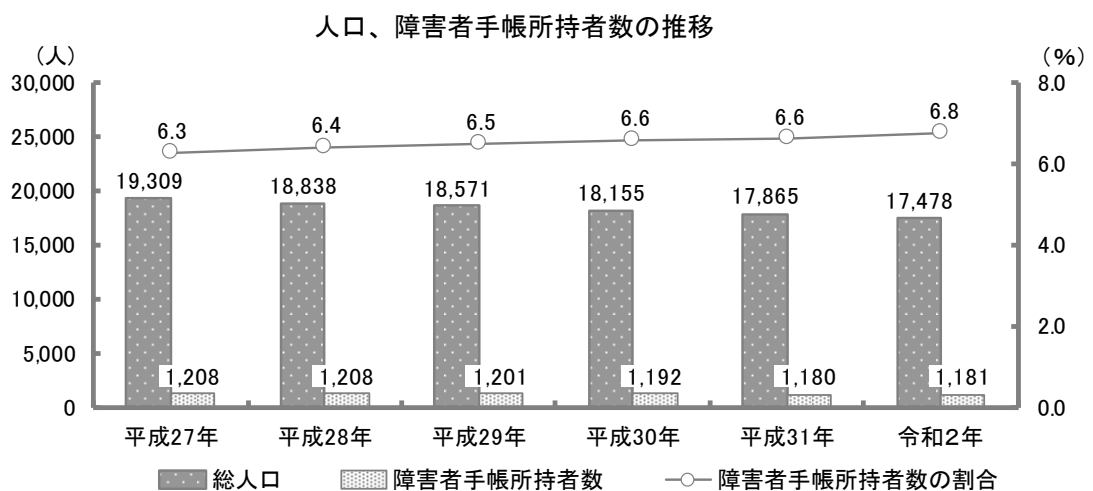
1 南知多町の現状

(1) 障害者手帳所持者の状況

① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本町の総人口は、令和2年4月1日現在17,478人で、年々減少しています。

障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在1,181人で、ほぼ横ばい傾向にありますが、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は6.8%と増加傾向にあります。



資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）、

障害者手帳所持者数は庁内調べ（各年4月1日現在）

本町の総人口に占める障がいのある方の割合は、令和2年3月末現在で身体障がいのある方が4.8%、知的障がいのある方が0.6%、精神障がいのある方が1.3%となっています。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の年齢別所持者の状況

	総数	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
総人口（人）	17,478	1,932	3,363	5,605	6,578
身体障害者手帳数（件）	837	9	22	137	669
療育手帳数（件）	112	22	45	27	18
上記のうち、身体障害者手帳と療育手帳の両方の所持者数（人）	18	3	5	6	4
精神障害者保健福祉手帳数（件）	232	2	36	92	102

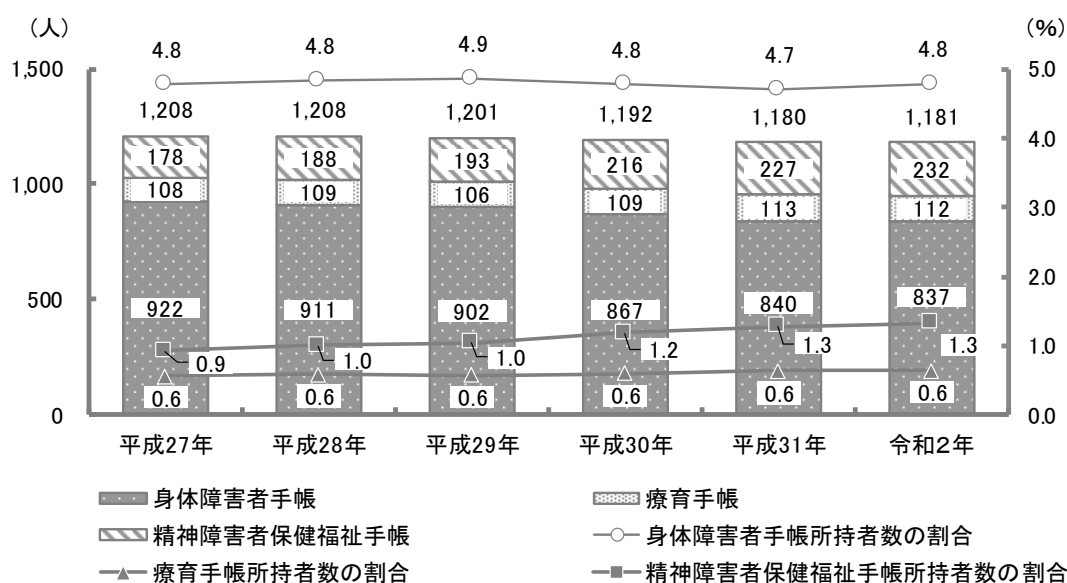
資料：庁内調べ（令和2年3月末現在）

② 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和2年3月末現在837人となっています。療育手帳所持者数は僅かに増加傾向にあり、令和2年3月末現在112人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2年3月末現在232人となっています。

また、人口総数に占める身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者数の割合は横ばいとなっていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合は1.3%と増加傾向にあります。

障害者手帳別所持者数の推移



資料：庁内調べ（各年3月末現在）

③ 身体障害者手帳の等級別・障がい種類別所持者数推移

身体障害者手帳の等級別所持者数の推移をみると、令和2年3月末現在、1級の手帳所持者数が242人（28.9%）で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が205人（24.5%）となっています。また、1級、2級の手帳所持者数の割合は増加傾向となっています。

身体障害者手帳の等級別所持者数推移

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
1 級	246 26.8%	249 27.5%	253 28.0%	248 28.6%	241 28.7%	242 28.9%
2 級	126 13.7%	125 13.8%	122 13.5%	118 13.6%	117 13.9%	118 14.1%
3 級	207 22.6%	199 22.0%	195 21.6%	188 21.7%	184 21.9%	172 20.5%
4 級	225 24.5%	227 25.1%	223 24.7%	206 23.8%	200 23.8%	205 24.5%
5 級	66 7.2%	61 6.7%	61 6.8%	60 6.9%	56 6.7%	58 6.9%
6 級	47 5.1%	45 5.0%	48 5.3%	47 5.4%	42 5.0%	42 5.0%
合計	917	906	902	867	840	837

資料：庁内調べ（各年3月末現在）

身体障害者手帳の障がい種類別所持者数の推移をみると、令和2年3月末現在、肢体不自由が460人（55.0%）と最も多く、次いで内部障がい者が244人（29.2%）となっています。また、内部障がいの手帳所持者数の割合は増加傾向となっています。

身体障害者手帳の障がい種類別所持者数推移

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
視覚障がい	48 5.2%	44 4.9%	45 5.0%	43 5.0%	39 4.6%	37 4.4%
聴覚・平衡機能障がい	86 9.4%	91 10.0%	86 9.5%	86 9.9%	86 10.2%	89 10.6%
音声・言語・そ しゃく機能障がい	8 0.9%	8 0.9%	8 0.9%	6 0.7%	7 0.8%	7 0.8%
肢体不自由	532 58.0%	512 56.5%	512 56.8%	490 56.5%	460 54.8%	460 55.0%
内部障がい	243 26.5%	251 27.7%	251 27.8%	242 27.9%	248 29.5%	244 29.2%
合計	917	906	902	867	840	837

資料：庁内調べ（各年3月末現在）

身体障害者手帳の障がい種別・等級別所持者数をみると、令和2年3月末現在、障がい等級の重度である1級、2級は合わせて360人となっています。

身体障害者手帳の障がい種別・等級別所持者数

単位：人

	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
1級	13	0	0	90	139	242
2級	14	28	1	70	5	118
3級	2	12	5	108	45	172
4級	2	29	1	118	55	205
5級	4	0	0	54	0	58
6級	2	20	0	20	0	42
合計	37	89	7	460	244	837

資料：庁内調べ（令和2年3月末現在）

身体障害者手帳の年齢別所持者数の推移をみると、「0～17歳」は横ばい、「18歳以上」は減少傾向にあります。

身体障害者手帳の年齢別所持者数推移

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
0～17歳	9	9	10	8	9	9
18歳以上	908	897	892	859	831	828
手帳所持者合計	917	906	902	867	840	837

資料：庁内調べ（各年3月末現在）

④ 療育手帳の障がい程度別所持者数推移

療育手帳の程度（判定）別所持者数の推移をみると、令和2年3月末現在、重度であるA判定の手帳所持者数が55人（49.1%）で最も多く、次いでC判定の手帳所持者数が33人（29.5%）となっています。また、手帳所持者の割合をみると、障がいの程度別のすべてにおいて増減を繰り返しています。

療育手帳の障がい程度別所持者数推移

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
A	54 49.5%	56 51.4%	55 51.9%	54 49.5%	54 47.8%	55 49.1%
B	26 23.9%	25 22.9%	25 23.6%	25 22.9%	26 23.0%	24 21.4%
C	29 26.6%	28 25.7%	26 24.5%	30 27.5%	33 29.2%	33 29.5%
合計	109	109	106	109	113	112

資料：庁内調べ（各年3月末現在）

療育手帳の程度（判定）別所持者数について年齢別をみると、A判定の手帳所持者数は、「18～39歳」、「40～64歳」で最も多く、C判定の手帳所持者数は、「18～39歳」で最も多くなっています。

療育手帳の年齢別障がい程度別所持者数

単位：人

	0～17 歳	18～39 歳	40～64 歳	65 歳以上	総数
A	8	19	19	9	55
B	2	8	8	6	24
C	12	18	2	1	33
手帳所持者合計	22	45	29	16	112

資料：庁内調べ（令和2年3月末現在）

療育手帳の年齢別所持者数の推移をみると、「0～17歳」、「18歳以上」とともに増減を繰り返しています。

療育手帳の年齢別所持者数推移

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
0～17 歳	26	27	25	24	27	22
18 歳以上	83	82	81	85	86	90
手帳所持者合計	109	109	106	109	113	112

資料：庁内調べ（各年3月末現在）

⑤ 精神障害者保健福祉手帳の等級別所持者数推移

精神障害者保健福祉手帳の等級別所持者数の推移をみると、令和2年3月末現在、2級の手帳所持者数が137人(59.1%)で最も多く、次いで1級の手帳所持者数が67人(28.9%)となっています。また、1級の手帳所持者数の割合の増加が著しいことから、重度化の傾向がうかがえます。

精神障害者保健福祉手帳の等級別所持者推移

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
1 級	35 19.7%	45 23.9%	45 23.3%	58 26.9%	64 28.2%	67 28.9%
2 級	129 72.5%	128 68.1%	126 65.3%	132 61.1%	135 59.5%	137 59.1%
3 級	14 7.9%	15 8.0%	22 11.4%	26 12.0%	28 12.3%	28 12.1%
合計	178	188	193	216	227	232

資料：庁内調べ（各年3月末現在）

精神障害者保健福祉手帳の年齢別等級別所持者数をみると、令和2年3月末現在、1級は「65歳以上」が43人、2級は「40～64歳」が67人と最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳の年齢別等級別所持者数

単位：人

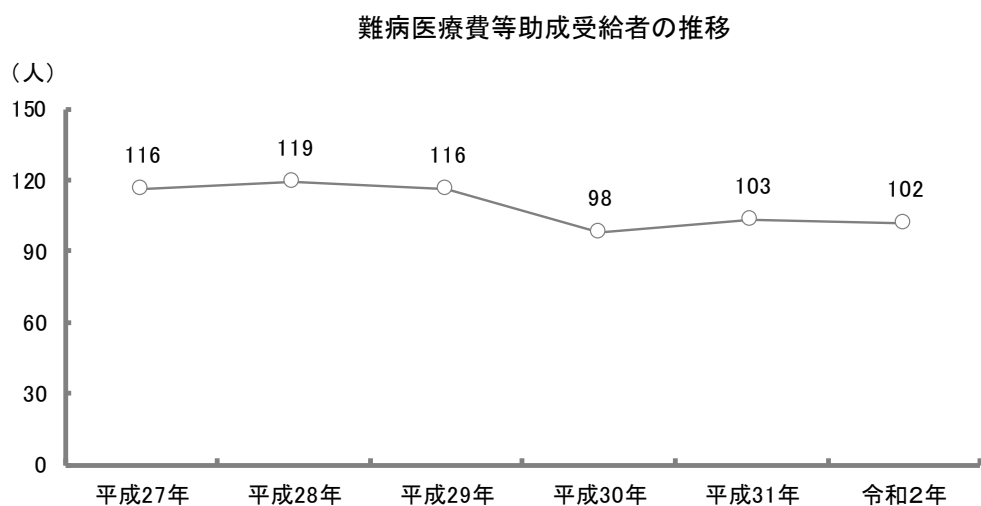
	0～17 歳	18～39 歳	40～64 歳	65 歳以上	総数
1 級	0	7	17	43	67
2 級	1	18	67	51	137
3 級	1	11	8	8	28
手帳所持者合計	2	36	92	102	232

資料：庁内調べ（令和2年3月末現在）

(2) 各種助成受給者の状況

① 難病医療費等助成受給者の推移

難病医療費等助成受給者の推移をみると、令和2年3月末現在102人で、減少傾向にあります。



資料：庁内調べ（各年3月末現在）

② 特定疾患医療費給付承認状況

令和2年3月末現在、難病患者のうち特定疾患医療給付者数は102人です。特に潰瘍性大腸炎が23人、パーキンソン病が13人と多くなっています。

特定疾患医療費給付承認状況

単位：人

難病の告示番号	指定難病名	平成30年	令和元年	令和2年
2	筋萎縮性側索硬化症	0	0	1
5	進行性核上性麻痺	0	0	0
6	パーキンソン病	13	15	13
7	大脳皮質基底核変性症	0	0	0
11	重症筋無力症	2	2	2
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	6	7	5
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロ	1	0	1
17	多系統萎縮症	1	1	1
18	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	1	0	0

難病の告示番号	指定難病名	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
22	もやもや病	1	1	1
35	天疱瘡	1	0	0
40	高安動脈炎	0	0	0
42	結節性多発動脈炎	1	1	1
44	多発血管炎性肉芽腫症	1	1	1
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	1	1	1
46	亜性関節リウマチ	1	1	1
47	バージャー病	2	2	1
49	全身性エリテマトーデス	7	7	8
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	4	5	5
51	全身性強皮症	4	3	5
54	成人スチル病	1	1	1
56	ベーチェット病	3	3	3
57	特発性拡張型心筋症	2	2	2
60	再生不良性貧血	0	1	0
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	1	1
63	特発性血小板減少性紫斑病	2	4	2
66	IgA 腎症	0	0	0
67	多発性嚢胞腎	1	1	1
68	黄色靭帯骨化症	1	1	2
69	後縦靭帯骨化症	5	5	4
71	特発性大腿骨頭壊死症	1	1	3
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	0	1	1
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2	2	2
78	下垂体前葉機能低下症	2	3	3
84	サルコイドーシス	2	1	1
93	原発性胆汁性胆管炎	1	1	1
95	自己免疫性肝炎	0	1	0
96	クローン病	5	5	3
97	潰瘍性大腸炎	21	20	23
222	一次性ネフローゼ症候群	1	1	1
224	紫斑病性腎炎	0	0	0
271	強直性脊椎炎	0	1	1
0	合計	98	103	102

資料：保健介護課（各年3月末現在）

③ 障害者医療費（町）の助成（実績）

身体障害者手帳1～3級、知的障がいのある方で知能指数50以下の方等に対し、医療にかかる経済的負担を軽減するため、保険医療の一部負担金を助成しています。その受給者数は、令和2年3月末時点では172人で、助成件数は3,737件です。

障害者医療費（町）の助成（実績）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
受給者数(人)	203	197	191	180	174	172
助成件数(件)	4,153	4,079	4,061	3,826	3,730	3,737
助成額合計 (千円)	29,936	30,789	29,430	28,014	27,645	25,670
一人あたりの 助成額(円)	147,468	156,289	154,080	155,632	158,880	149,247
一件あたりの 助成額(円)	7,208	7,548	7,247	7,322	7,412	6,869

資料：庁内調べ（各年3月末現在）

（3）障がい者雇用の状況

① 町職員の障がい者雇用状況

令和2年4月1日現在、本町における町職員の障がい者雇用人数は8人です。算定基礎労働者数に対する雇用率は3.04%であり、障がい者法定雇用率の2.3%（官公庁）を上回っています。

町職員の障がい者雇用状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
算定基礎 労働者数(人)	186	261.5	257.5	253.5	257.5	263.5
障がいの者(人)	4	5	5	6	5	8
雇用率(%)	2.15	1.91	1.94	2.37	1.94	3.04

※平成28年より、会計年度任用職員、再任用を含めた集計に変更

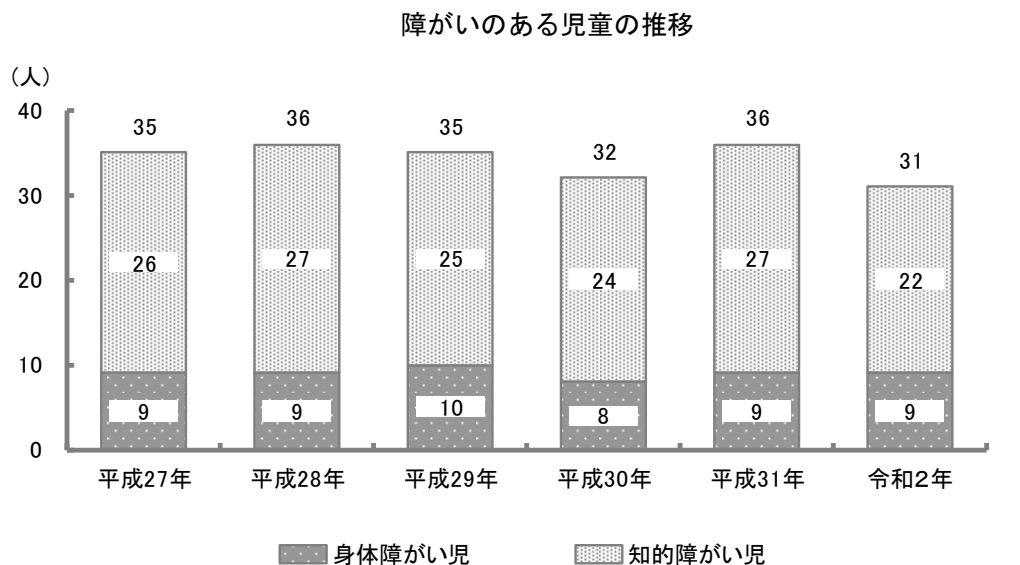
資料：庁内調べ（各年4月1日現

在)

(4) 障がいのある児童の状況

① 障がいのある児童の推移

障がいのある児童の推移をみると、身体障がいのある児童では、令和2年3月末現在9人で、横ばい状態にあります。知的障がいのある児童もほぼ横ばいですが、令和2年3月末現在22人で、過去5年間でもっとも少なくなっています。



② 保育所の状況

令和2年4月1日現在、南知多町の公立保育所・私立保育園に337人が通園しており、うち障がいのある児童等は3人となっています。なお、3人のうち手帳を所持している障がいのある児童は1人です。障がいのある児童の担当保育士3人を加配して、障がいのある児童の加配保育を行っています。

保育所の状況

単位：人

	3歳未満	3歳	4歳以上	計
在籍児数	56	79	202	337
在籍障がい児数	0	0	3 (1)	3 (1)
加配保育士数	0	0	3	3

※ () は手帳所持児数

資料：庁内調べ（令和2年4月1日現在）

③ 小・中学校の特別支援学級の状況

令和2年5月1日現在、南知多町には公立小学校が6校、公立中学校が5校あります。公立小学校は、6校すべてに特別支援学級が設置されており、児童数は27人となっています。公立中学校は、5校すべてに特別支援学級が設置されており、生徒数は18人となっています。

小・中学校の特別支援学級の状況

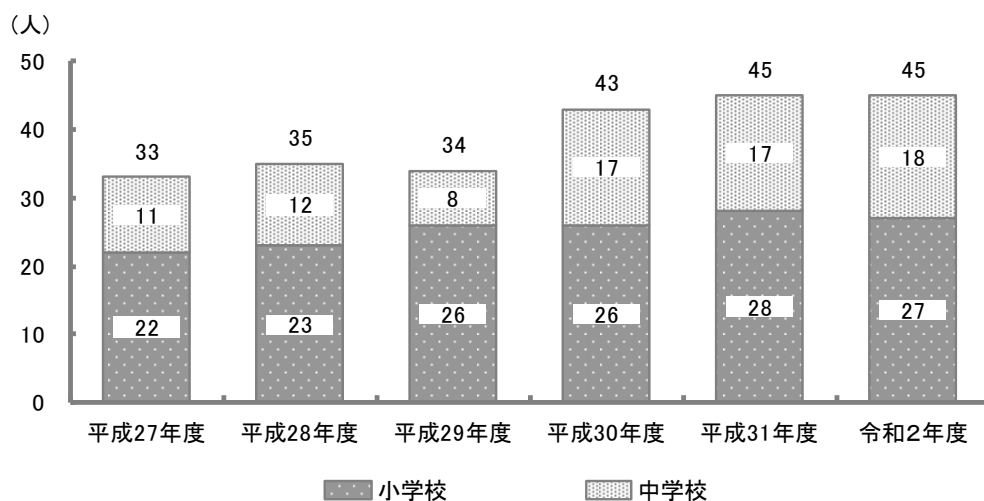
	学校数（校）	設置校数（校）	学級数（級）	児童数・生徒数(人)
小学校	6	6	13	27
中学校	5	5	11	18
計	11	11	24	45

資料：庁内調べ（令和2年5月1日現在）

④ 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数では、令和2年5月1日現在27人となっています。中学校の生徒数では、令和2年5月1日現在18人となっています。

特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

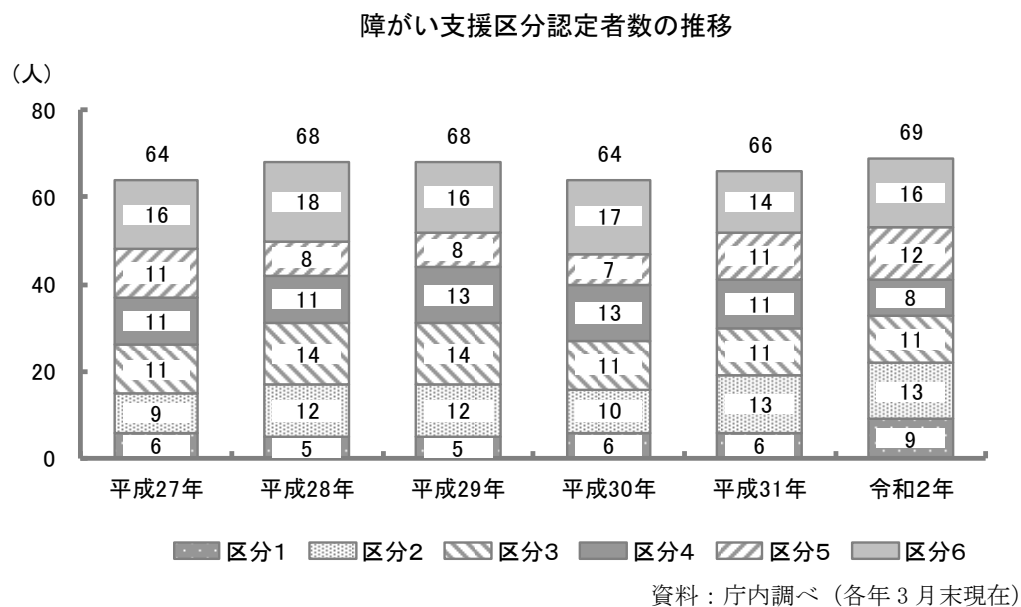


資料：庁内調べ（各年5月1日現在）

(5) 障がい支援区分の状況

① 障がい支援区分認定者数の推移

障がい支援区分認定者数の推移をみると、令和2年3月末現在、区分6が16人で最も多く、次いで区分2が13人となっています。



(6) 人的資源等の状況

① 相談員の設置状況

障がいのある方及びその家族の日常生活における悩みや福祉サービスの利用に関する相談事業を、各種相談員を配置して行っています。

相談員の設置状況

単位：人

	人員（人）
民生委員・児童委員	50
相談支援センター(身体・知的)	5
相談支援センター(精神)	4

資料：福祉課（令和2年6月1日現在）

② ボランティア団体等の状況

令和2年7月1日現在、南知多町社会福祉協議会にボランティア団体として登録している団体は43団体、登録人員は845人です。これまでの推移をみると、団体数は平成27年度以降増加傾向にありますが、登録人数については、令和2年に減少に転じています。

ボランティア団体等の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
団体数（団体）	30	36	35	40	43	43
人数（人）	637	733	708	788	868	844
個人(人)	0	0	0	0	1	1
計（人）	637	733	708	788	869	845

資料：南知多町社会福祉協議会（令和2年7月1日現在）

2 アンケート調査からみる現状

○ 調査の概要

① 調査の目的

町民の方の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握し、令和3年度を初年度とする「南知多町第2次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の策定の基礎資料として、調査を実施しました。

② 調査対象

南知多町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証をお持ちの方

③ 調査期間

令和2年9月1日から令和2年9月25日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

配布数	回答者数	有効回答率
1,255 通	605 通	48.2%

⑥ 調査結果の表示方法

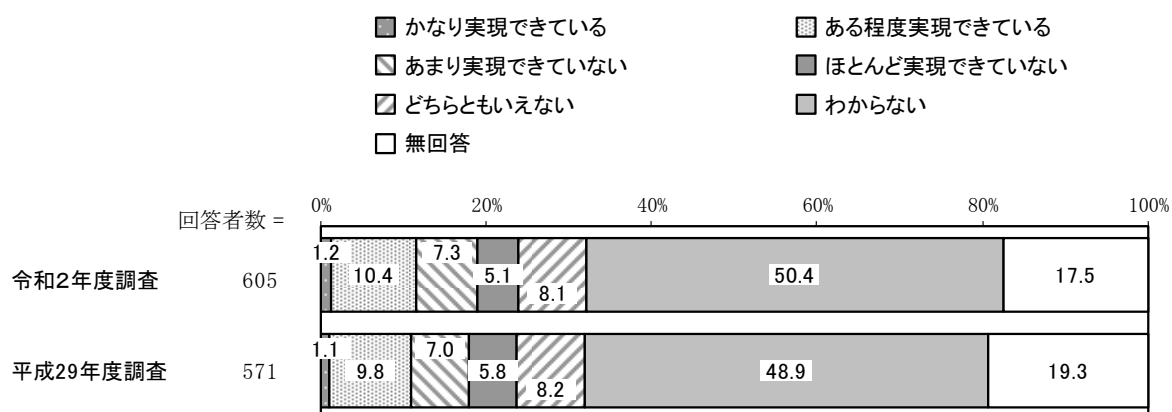
- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(1) 共生社会について

① 共生社会の実現について

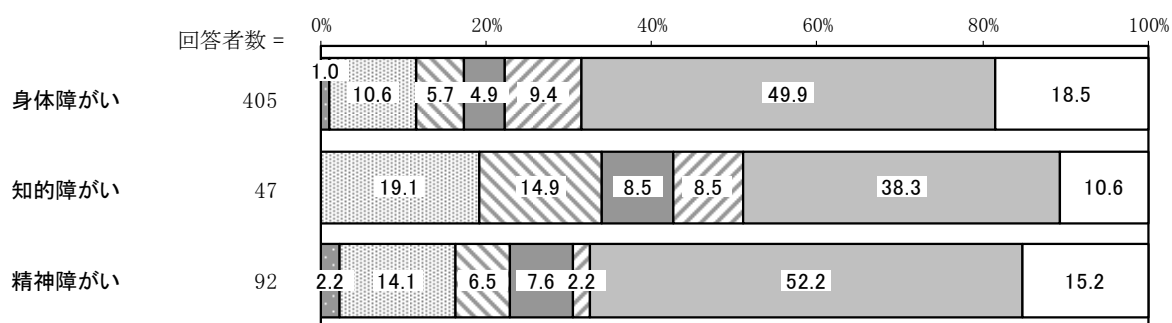
「かなり実現できている」と「ある程度実現できている」をあわせた“実現できている”の割合が11.6%、「あまり実現できていない」と「ほとんど実現できていない」をあわせた“実現できていない”の割合が12.4%、「どちらともいえない」の割合が8.1%となっています。

平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障がい種別】

障がい種別でみると、他に比べ、知的障がいでは“実現できている”“実現できていない”の割合がともに高く、約2割ずつとなっています。

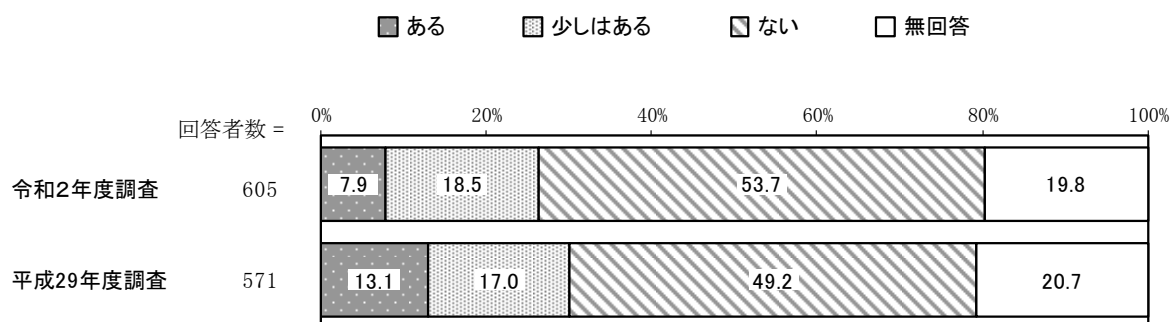


(2) 障がい理解について

① 障がいのことでの差別や人権侵害

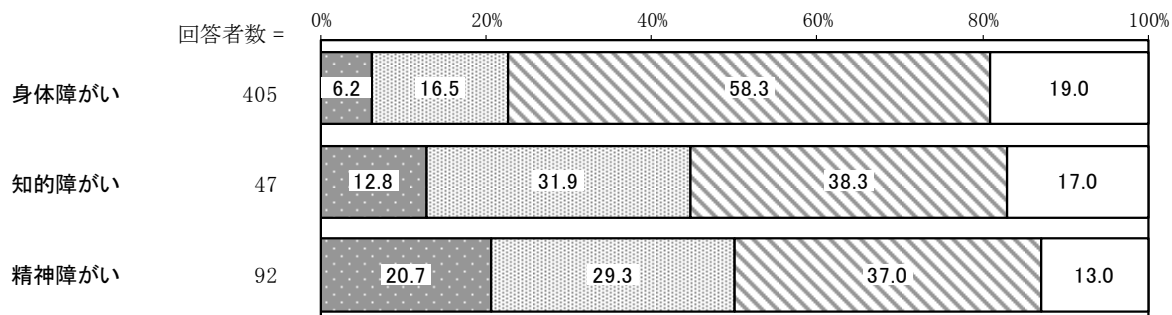
「ない」の割合が53.7%と最も高く、次いで「少しはある」の割合が18.5%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「ある」の割合が減少しています。



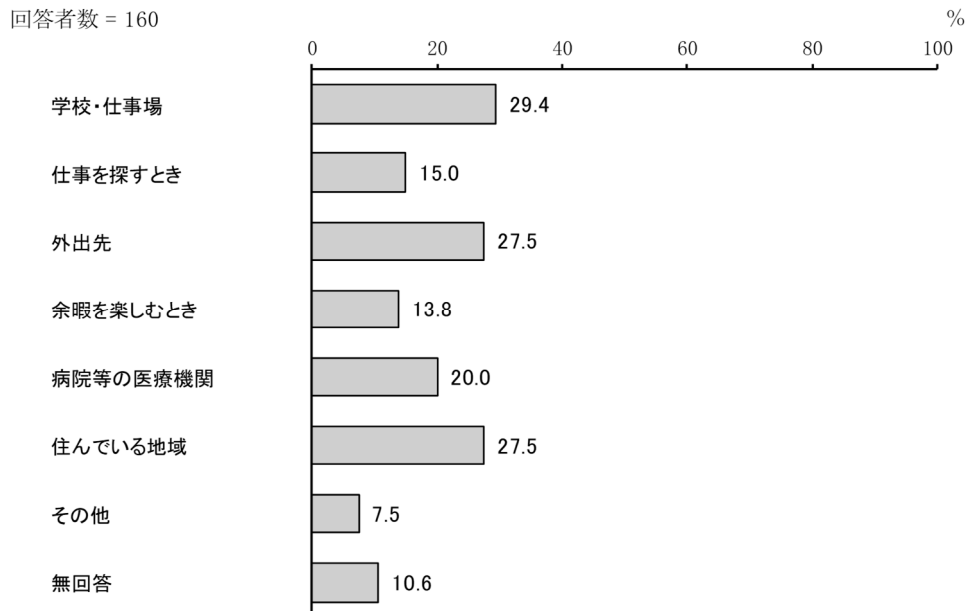
【障がい種別】

障がい種別でみると、精神障がいでは「ある」の割合が高く、身体障がい、知的障がいでは「少しはある」の割合が高くなっています。



② 差別を受けた場所

「学校・仕事場」の割合が29.4%と最も高く、次いで「外出先」、「住んでいる地域」の割合が27.5%となっています。



【障がい種別】

障がい種別でみると、他に比べ、知的障がいでは「住んでいる地域」の割合が高く、4割を超えています。また、精神障がいでは「学校・仕事場」「住んでいる地域」の割合が高くなっています。

単位：%

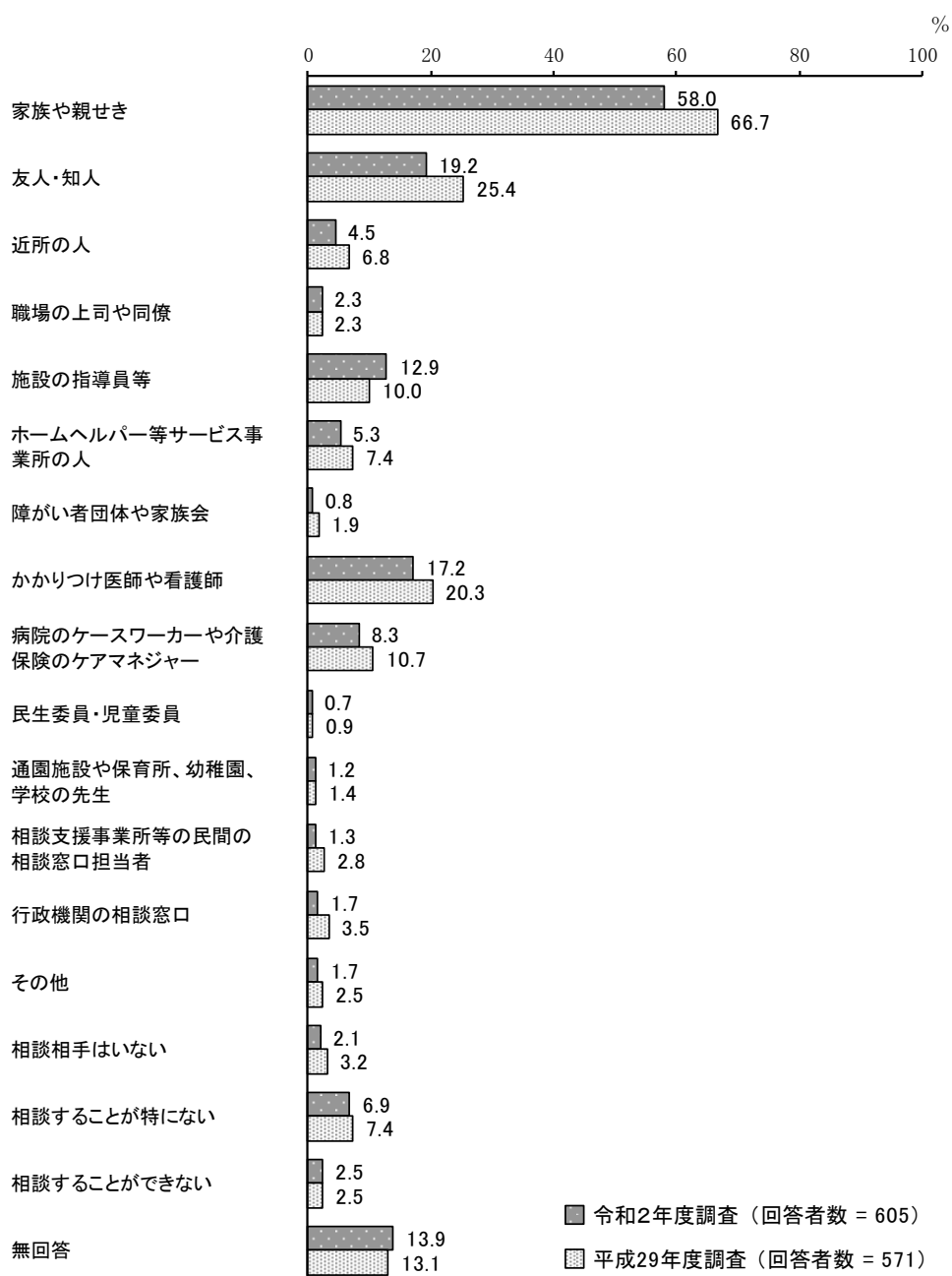
区分	回答者数 (件)	学校・仕事場	仕事を探すとき	外出先	余暇を楽しむとき	病院等の医療機関	住んでいる地域	その他	無回答
身体障がい	92	20.7	13.0	30.4	19.6	25.0	22.8	5.4	9.8
知的障がい	21	33.3	4.8	23.8	4.8	14.3	42.9	—	14.3
精神障がい	46	37.0	28.3	23.9	10.9	17.4	34.8	13.0	13.0

(3) 相談支援について

① 福祉に関する相談相手

「家族や親せき」の割合が58.0%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が19.2%、「かかりつけ医師や看護師」の割合が17.2%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「家族や親せき」「友人・知人」の割合が減少しています。

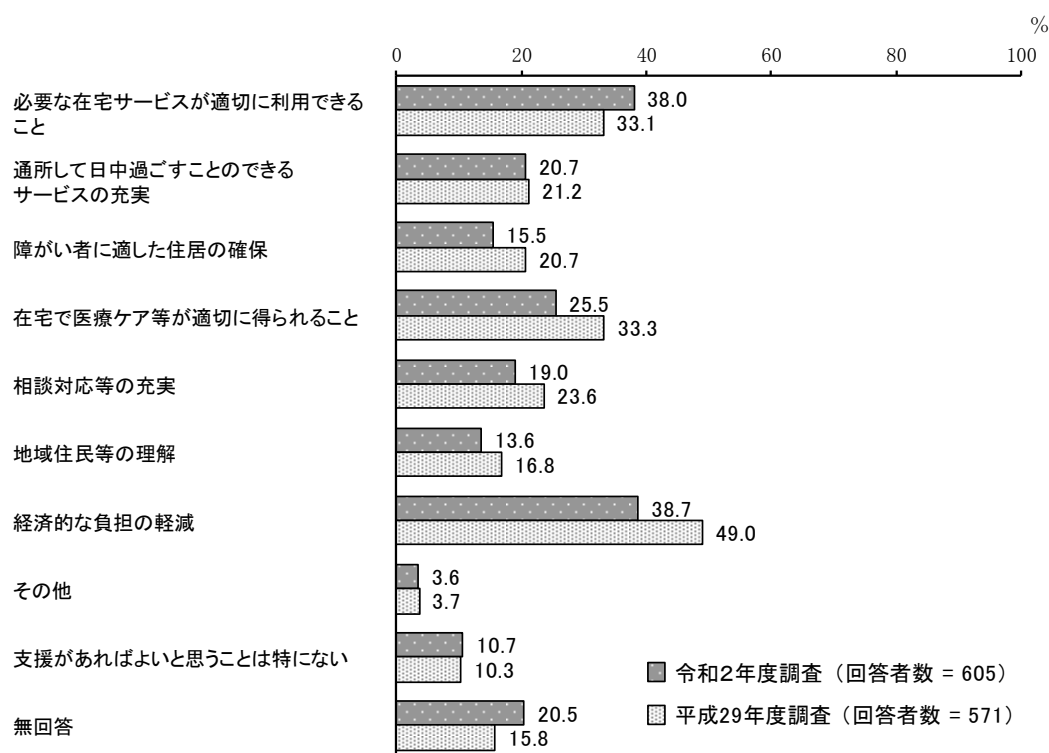


(4) 地域との関わり、支援について

① 住み慣れた地域で生活していくために必要な支援について

「経済的な負担の軽減」の割合が38.7%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が38.0%、「在宅で医療ケア等が適切に得られること」の割合が25.5%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「障がい者に適した住居の確保」「在宅で医療ケア等が適切に得られること」「経済的な負担の軽減」の割合が減少しています。



【障がい種別】

障がい種別でみると、身体障がいでは「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、知的障がい・精神障がいでは「経済的な負担の軽減」の割合が高くなっています。

単位：%

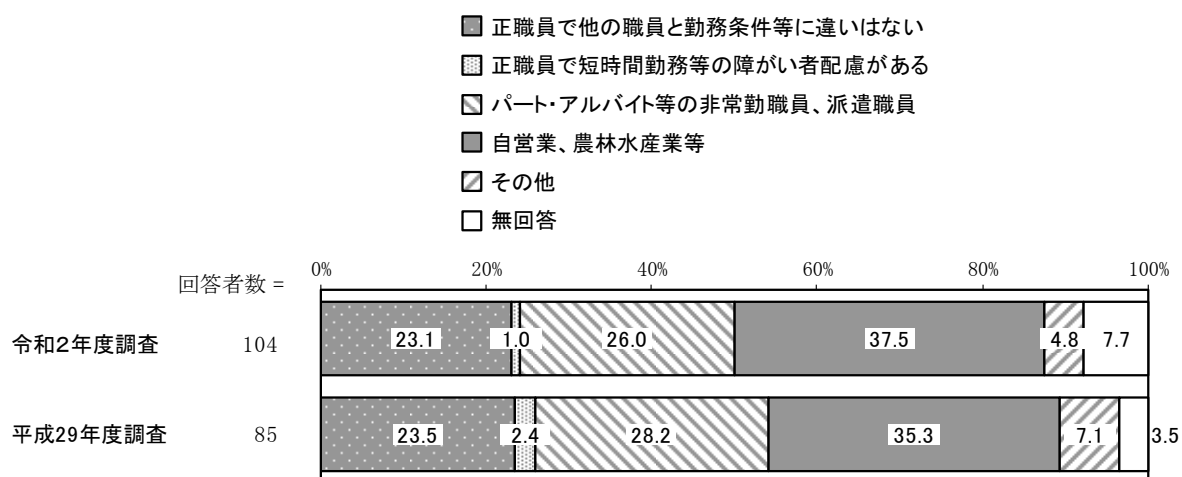
区分	回答者数 (件)	必要な在宅サービスが適切に利用できること	通所して日中過ごすことのできるサービスの充実	障がい者に適した住居の確保	在宅で医療ケア等が適切に得られること	相談対応等の充実	地域住民等の理解	経済的な負担の軽減	その他	支援があればよいと思うことは特にない	無回答
身体障がい	405	40.7	18.8	13.8	28.1	15.6	11.1	38.5	3.2	10.4	19.0
知的障がい	47	34.0	31.9	23.4	14.9	40.4	31.9	46.8	6.4	17.0	10.6
精神障がい	92	35.9	29.3	23.9	20.7	26.1	25.0	50.0	4.3	7.6	17.4

(5) 就労について

① 仕事の形態

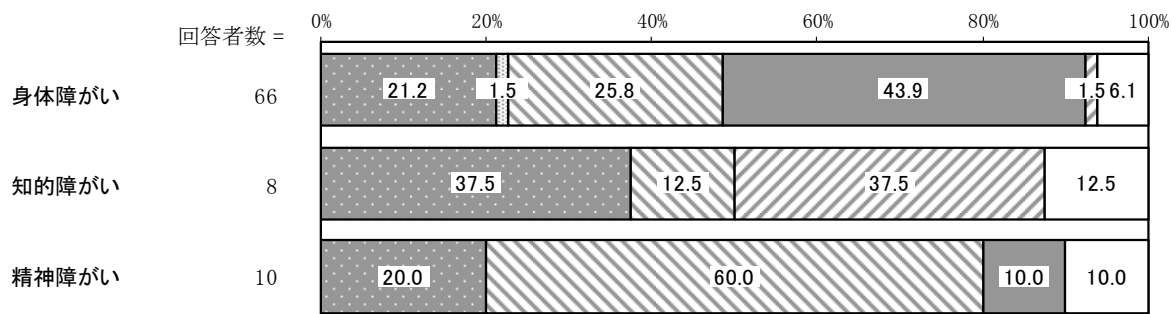
「自営業、農林水産業等」の割合が37.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が26.0%、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」の割合が23.1%となっています。

平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障がい種別】

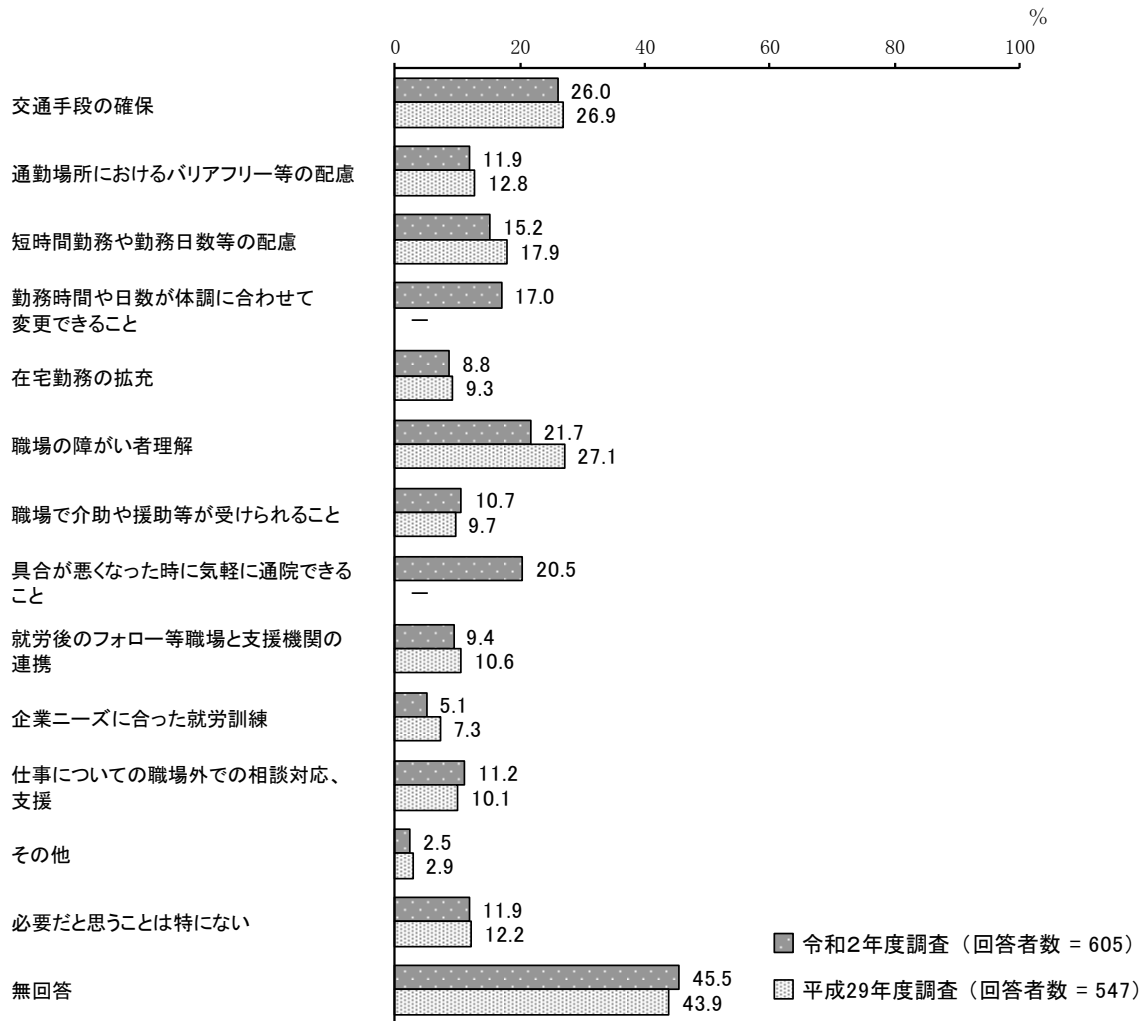
障がい種別でみると、身体障がいに比べ、精神障がいで「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が高く、6割となっています。また、身体障がいで「自営業、農林水産業等」の割合が高く、4割を超えています。



② 就労に必要な支援

「交通手段の確保」の割合が26.0%と最も高く、次いで「職場の障がい者理解」の割合が21.7%、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」の割合が20.5%となっています。

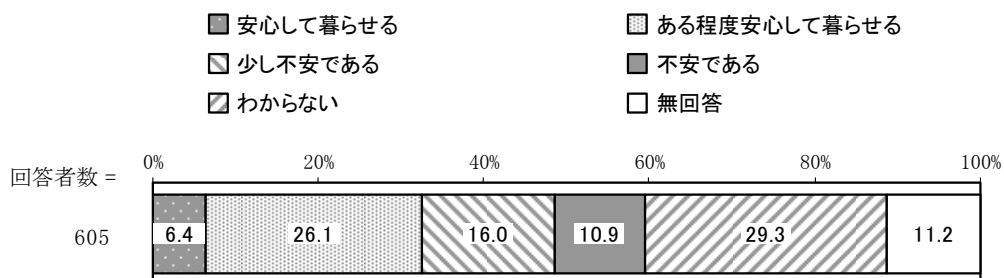
平成29年度調査と比較すると、「職場の障がい者理解」の割合が減少しています。



(6) 地域での暮らしについて

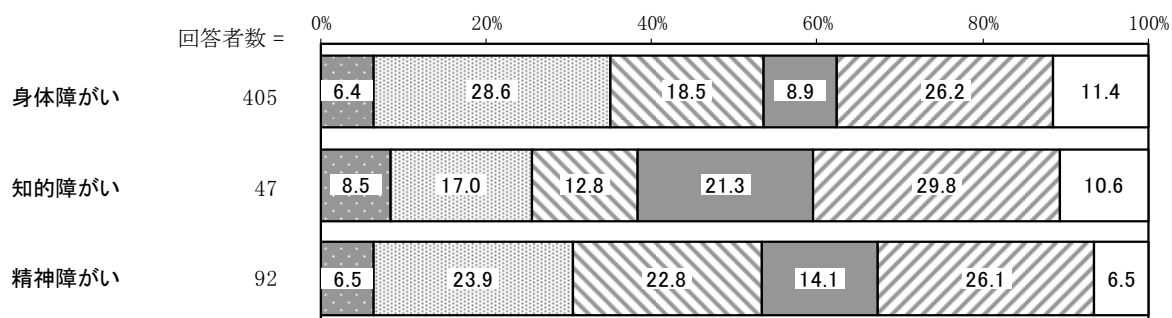
① 安心度・便利度について

「安心して暮らせる」と「ある程度安心して暮らせる」をあわせた“安心して暮らせる”の割合が32.5%、「少し不安である」と「不安である」をあわせた“不安である”の割合が26.9%となっています。



【障がい種別】

障がい種別でみると、他に比べ、身体障がいでは“安心して暮らせる”の割合が高く、3割半ばとなっています。

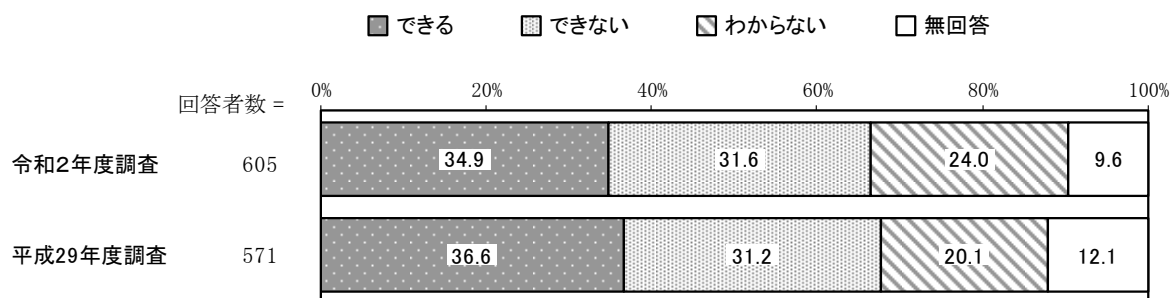


(7) 災害時等の支援について

① 災害時にひとりで避難できるかについて

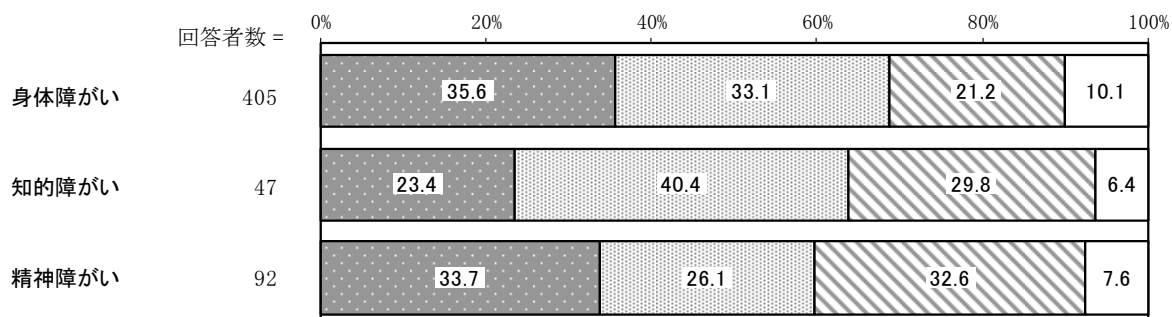
「できる」の割合が34.9%と最も高く、次いで「できない」の割合が31.6%、「わからない」の割合が24.0%となっています。

平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【障がい種別】

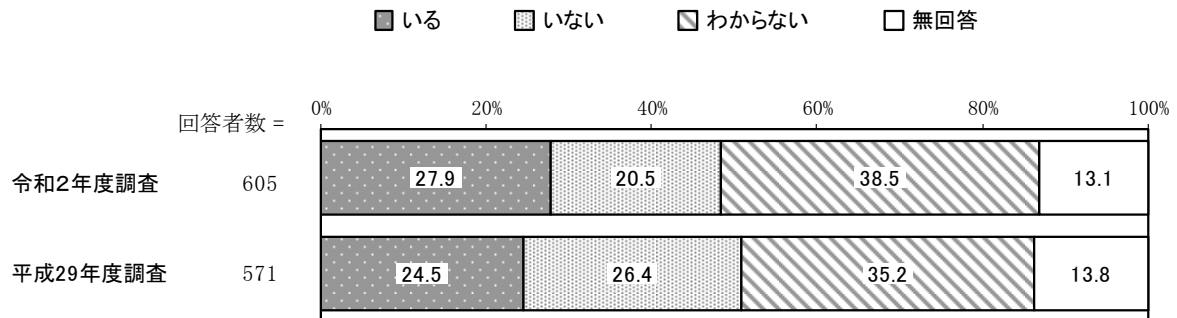
障がい種別でみると、他に比べ、知的障がいでは「できない」の割合が高く、約4割となっています。



② 近所で助けてくれる人の有無

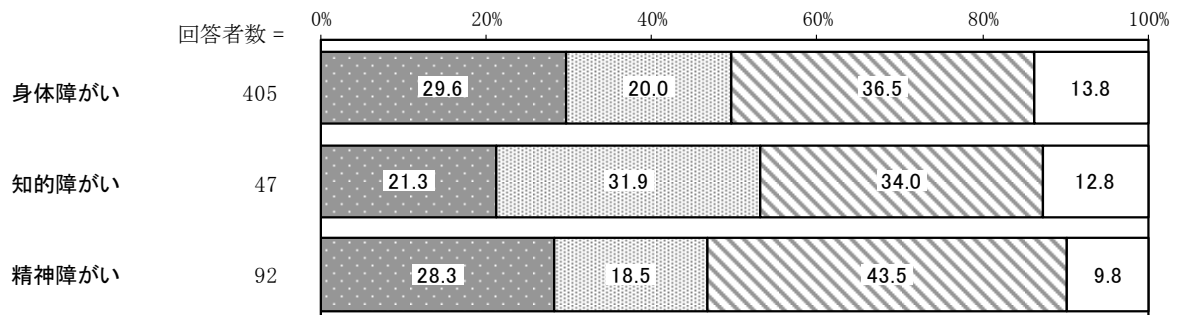
「わからない」の割合が38.5%と最も高く、次いで「いる」の割合が27.9%、「いない」の割合が20.5%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「いない」の割合が減少しています。



【障がい種別】

障がい種別でみると、他に比べ、知的障がいでは「いない」の割合が高く、約3割となっています。



3 ヒアリング調査からみる現状

町内で活動している障害福祉サービス事業所等（4団体）の協力を得て、現在の活動・事業の状況や課題、今後の活動・事業展開等についてヒアリング調査を実施しました。

（1）障がいのある方を取り巻く環境について

- ・65歳を区切りに介護保険に切り替わることによる狭間の問題。
- ・8050問題。親の負担が増えてきている。
- ・感染症拡大、災害時の避難体制の整備が不十分。
- ・相談支援体制、地域移行や地域定着を進めるにあたり、地域の受け皿の相談支援体制が脆弱である状況だとなかなかできない。
- ・人材確保と障がい者雇用をマッチングできるとよい。
- ・高齢になってからいろいろな精神疾患を発症する人が出てくるが、認知症を含めて精神疾患は分かりにくいところがあるので、通院に結び付けることが困難。

（2）生活支援・生活環境について

- ・新型コロナウイルス感染症拡大で、利用状況の制限等に行っていない。利用者数についても変化はなかった。
- ・移動支援等は利用者側から断られることがある。
- ・施設入居ではない形での集団生活の構築が必要。
- ・支援者と第三者の間の問題。
- ・親の亡き後の問題。

（3）福祉サービス利用について

- ・病院も含めて医療と相談支援がうまく連携していかないといけない。
- ・相談のニーズと事態把握をしてほしい。
- ・重度の方を受け入れる施設がない。
- ・重度障がいに対応したショートステイが町内にない。
- ・移動支援、日中一時は人材不足のため利用できないことがある。
- ・デイサービスでは集団生活が難しい方の時に、入所以外のサービスは、病院にお願いするしかない。

4 知多南部地域自立支援協議会各部会からの提言

本町における障がい福祉の現状や課題等を整理し、計画策定に対する提言を知多南部地域自立支援協議会からいただきました。

(1) 人材確保・人材育成について

- ・人材への研修を行い、社会の変化に対応できるサービスを行えるようにしていく。
- ・人材の確保については、法制度が厳しくなった分、確保が特に難しくなってきた。
- ・人材育成のため、行政の補助、研修（障害児等療育支援事業も含む）の実施・紹介。
- ・障がいについての理解者を増やすため、また福祉に携わる人材の確保につなげるために、地域が実施しているイベントや地域活動においても、啓発活動の重要性、ならびに拡充に向けて取り組むことができる計画が必要。

(2) 福祉サービスについて

- ・強度行動障がいがある方、障がい特性の強い方、医療的ケアが必要な方の利用できるヘルパー事業所、短期入所先が不足している。
- ・放課後等デイサービスと学校との情報共有の場を設けると良い。
- ・人材確保に限界があるところがあるため、障害福祉サービスの人員配置の制度が緩和できると良い。

(3) 相談支援について

- ・相談支援専門員の育成や事業者間の情報共有や研修等に中心的な機能をもつ基幹相談支援センターの早期の設置が必要。
- ・児童発達支援センターが必要。3町で1つの児童発達支援センターを作れると良い。
- ・医療的ケア児コーディネーターの仕組みをどう作っていくのか、透明性のある場での検討が必要。

(4) 肢体不自由児・医療的ケア児について

- ・障がいや病気を持つ保護者同士の交流の機会がなく、負担が大きい。町民に情報が伝わるような広報の仕組みの検討。
- ・環境整備のため、行政の補助、研修（障害児等療育支援事業も含む）を実施・紹介し、事業所の受け入れ体制を拡充する。
- ・町内に医療的ケア児の方の受け皿がない。町単独では難しいと思うので、近隣市町で医療的ケア児や肢体不自由児の方が通える場がほしい。

5 現状と課題のまとめ

本町の現状やアンケート調査、ヒアリング調査、知多南部地域自立支援協議会からの提言を踏まえ、本計画策定にあたっての現状と課題をまとめました。

(1) 障がいを理解し、ともに生きる地域社会づくり

アンケート調査によると、「南知多町では共生社会がどの程度実現できていると思うか」については、「かなり実現できている」と「ある程度実現できている」をあわせた“実現できている”の割合が11.6%、「あまり実現できていない」と「ほとんど実現できていない」をあわせた“実現できていない”の割合が12.4%、「どちらともいえない」の割合が8.1%となっています。障がい種別でみると、他に比べ、知的障がいでは“実現できている”“実現できていない”の割合がともに高く、約2割ずつとなっています。

障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、町民の障がいへの理解を深め、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくことが必要です。身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者団体や事業者等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障がいのある方が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。

また、地域のボランティア等の活動については、参加したい意欲のある方には、具体的な相談に応じ、きめ細かく活動内容を紹介する等、ボランティア活動の促進を図るための仕組みが求められます。

さらに、ボランティア活動を通じ相互の交流を深め、障がい特性の理解促進を図りながら、障がいのある方が活動の担い手となることへの支援が必要です。

アンケート調査によると、「障がいがあることで嫌な思いをする(した)ことがあるか」について、「ない」の割合が53.7%と最も高く、次いで「少しはある」の割合が18.5%となっています。障がい種別でみると、他に比べ、精神障がいでは「ある」の割合が、身体障がい・知的障がいでは「少しはある」の割合が高くなっています。

嫌な思いをした場所は、「学校・仕事場」の割合が29.4%と最も高く、次いで「外出先」、「住んでいる地域」の割合が27.5%となっています。障がい種別でみると、他に比べ、知的障がいでは「住んでいる地域」の割合が高く、4割を超えています。また、精神障がいでは「学校・仕事場」の割合が高くなっています。

今後も幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある方の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの町民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。

(2) 自立を支援し、いきいきと暮らせる環境づくり

アンケート調査によると、「悩みや困ったことの相談先」では、「家族や親せき」の割合が58.0%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が19.2%、「かかりつけ医師や看護師」の割合が17.2%となっています。

個々の障がいのある方のニーズや実態に応じて適切なサービスを利用し支援を受けられるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化していくことが重要です。あわせて、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある方の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の充実が求められています。

また、障がいのある方への意思疎通支援や情報提供にあたっては、手話通訳者や要約筆記者の確保と合わせ、ICTを活用する等、支援の充実が必要です。

さらに、成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限活かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。

アンケート調査によると、「地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思うか」について、「経済的な負担の軽減」の割合が38.7%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が38.0%、「在宅で医療ケア等が適切に得られること」の割合が25.5%となっています。障がい種別でみると、他に比べ、精神障がいでは「経済的な負担の軽減」の割合が高く、5割となっています。また、知的障がいでは「相談対応等の充実」「経済的な負担の軽減」の割合が高くなっています。

障がいのある方が経済的に安定できるよう、障害年金や各種助成事業等の活用できる制度についてわかりやすい情報提供に努めていく等、障がいのある方が地域で安心して生活できるよう経済的な基盤の安定を図る必要があります。

また、障がいのある方が高齢になり介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用負担上限が異なるために新たな利用者負担が生じ得ることや、これまで利用してきた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険サービス事業所を利用する場合がある等の課題があります。障がいのある方が高齢になっても安心してサービスが受けられるよう、支援のあり方を検討し充実させる必要があります。

さらに、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がいのある方の重度化・高齢化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点等の充実とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。

(3) 障がいのある方の可能性を拡げ、社会参加できる環境づくり

アンケート調査によると、仕事をしている方の勤務形態は、「自営業、農林水産業等」の割合が37.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が26.0%、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」の割合が23.1%となっています。障がい種別でみると、身体障がいに比べ、精神障がいで「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が高く、6割となっています。また、身体障がいで「自営業、農林水産業等」の割合が高く、4割を超えています。

障がいのある方の就労支援として必要だと思うことは、「交通手段の確保」の割合が26.0%と最も高く、次いで「職場の障がい者理解」の割合が21.7%、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」の割合が20.5%となっています。

一般企業による雇用の促進や就労の定着に向け、就労環境の改善や企業内での障がいへの理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。就労支援体制の強化に向けて、「知多地域障害者就業・生活支援センターワーク」や公共職業安定所（ハローワーク）等の機関との連携強化を図っている中で、職場実習の推進や雇用前の雇入れから雇用後の職場定着までの一貫した支援を行う必要があります。

また、教育機関とも連携し、就学や進学時の相談体制の確保や、適切な就労に向けた支援を行うことが必要です。

さらに、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある方の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

(4) 安心して暮らせる環境づくり

アンケート調査によると、南知多町での生活における「安心度・便利度」は、「安心して暮らせる」と「ある程度安心して暮らせる」をあわせた“安心して暮らせる”の割合が32.5%、「少し不安である」と「不安である」をあわせた“不安である”の割合が26.9%となっています。障がい種別でみると、他に比べ、身体障がいで“安心して暮らせる”の割合が高く、3割半ばとなっています。

地域で安全・安心に日常生活を送るためには、段差の解消等ハード面はもちろん、障がいのある方への理解等ソフト面においてもバリアフリー化が必要です。

さらに、障がいのある方が外出をしやすくなるよう支援をすることで、買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活だけでなく、地域活動への参加を促進することも大切です。

また、日常的な防犯活動も重要であり、日頃から障がいのある方に対する防犯知識の普及、支援体制の充実等、障がい特性に応じた配慮や対策が必要であり、障がいのある方や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して地域の見守りを推進することにより、地域における防犯対策を強化する必要があります。

アンケート調査によると、「災害時にひとりで避難できるか」について、「できる」の割合が34.9%と最も高く、次いで「できない」の割合が31.6%、「わからない」の割合が24.0%となっています。障がい種別で見ると、他に比べ、知的障がいでは「できない」の割合が高く、約4割となっています。

「家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人はいるか」については、「わからない」の割合が38.5%と最も高く、次いで「いる」の割合が27.9%、「いない」の割合が20.5%となっています。障がい種別で見ると、他に比べ、知的障がいでは「いない」の割合が高く、約3割となっています。

災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対しては、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がいのある方の援護体制の強化を図っていくことが重要です。

また、福祉避難所の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制の構築、感染症に対する備えの検討、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。



計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画では、これまでの基本理念「地域の人々が、ともに手を取り合い、助け合いながら生きるまちの実現」を踏襲し、「ノーマライゼーション」「ソーシャル・インクルージョン」の理念にたち、障がいのあるなしにかかわらず互いに助け合い、平等に生活し、活動できる社会の実現を目指しています。



**地域の人々が、ともに手を取り合い、
助け合いながら生きるまちの実現**



|| 2 計画の基本目標

「地域の人々が、ともに手を取り合い、助け合いながら生きるまちの実現」に向けて、現状の課題等を踏まえ、今後の制度改革に関わる動向を注視しながら、次の4つを基本目標として、施策の展開を図っていきます。

基本目標 1 障がいを理解し、ともに生きる地域社会づくり

障がいや障がいのある方に関する理解の促進や、ボランティア活動や福祉教育の充実等により、障がいのある方もない方もだれもが、ともに生き、心かよいあう地域社会づくりを進めます。

基本目標 2 自立を支援し、いきいきと暮らせる環境づくり

介護等の福祉サービスや保健・医療サービスの充実、生活安定のための施策の充実を図り、いきいきと暮らせる環境づくりを進めます。また、相談体制や情報収集・提供の充実を進めます。

基本目標 3 障がいのある方の可能性を拡げ、社会参加できる環境づくり

就労や学習への支援の充実、スポーツ・文化等についての施策を充実することにより、障がいのある方の自立や自己実現の可能性を拡げ、社会参加できる環境づくりを進めます。

基本目標 4 安心して暮らせる環境づくり

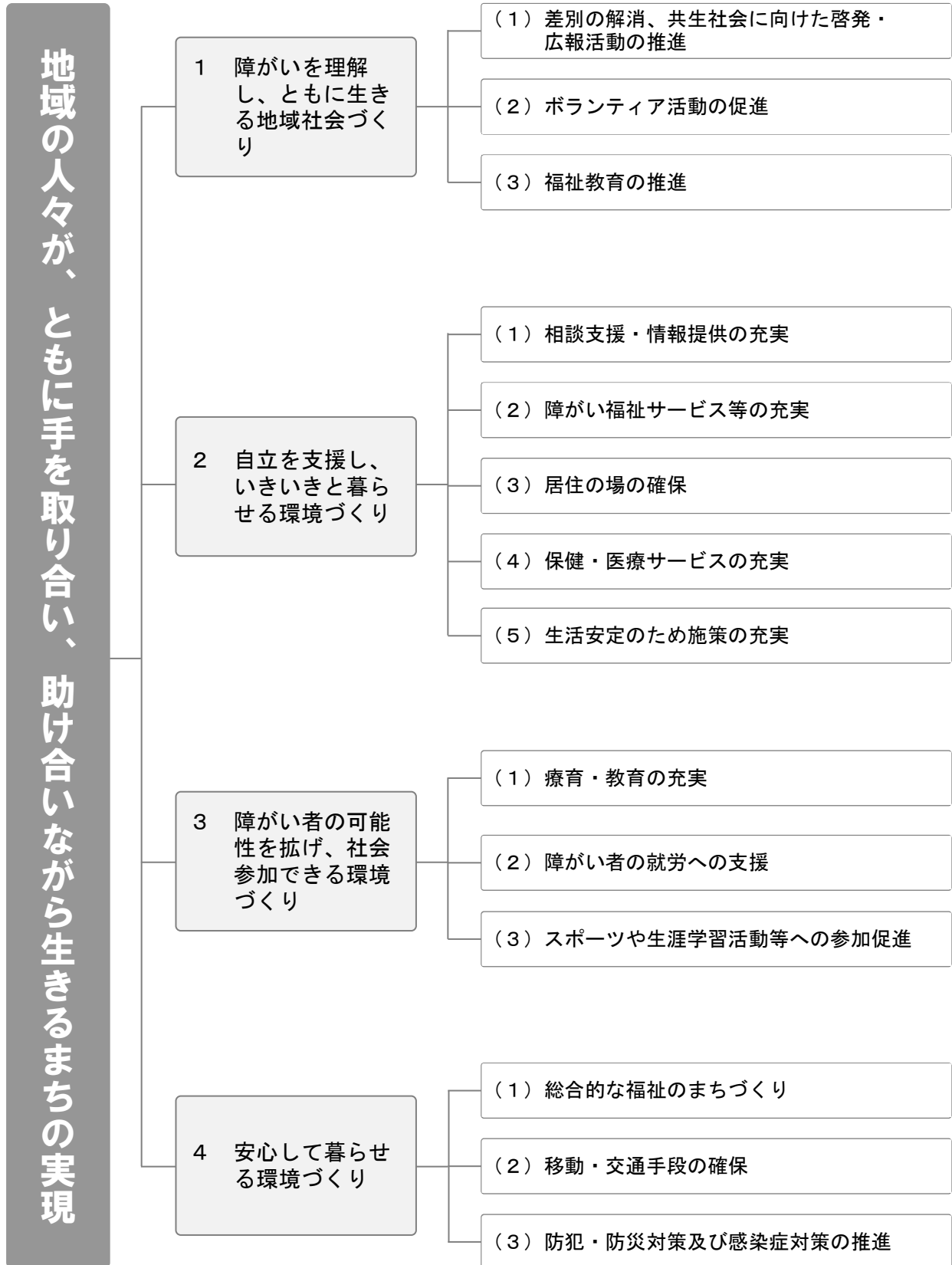
総合的な福祉のまちづくりや移動・交通手段の確保、防犯・防災対策の充実等により、障がいのある方が地域の中で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

3 計画の施策体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]





障がい者計画の展開

基本目標 1 障がいを理解し、ともに生きる地域社会づくり

(1) 差別の解消、共生社会に向けた啓発・ 広報活動の推進

○多様な媒体による福祉サービスの紹介や意識啓発

【これまでの主な取り組み】

事業概要

- ・「広報みなみちた」に障がい者手当等と障がい者巡回相談の案内を毎月1回掲載しています。併せてホームページにも掲載を行っています。
- ・「南知多のふくし」（南知多町社会福祉協議会が発行）や南知多町社会福祉協議会のホームページ等を通じて、ボランティア団体の紹介やボランティア活動等の広報・啓発を行っています。
- ・知多南部3町社会福祉協議会では、福祉教育ハンドブック「ふだんのくらしのしあわせ」を毎年改訂し、町内全小中学校の福祉実践教室対象児童・生徒に配布する等、障がいや障がいのある方に対する正しい認識と理解促進を図っています。

【実施方針】

障がいや障がいのある方に対する正しい認識と理解の促進を図るため、引き続き広報やホームページ等を通じて地域への浸透を目指します。

○各種イベントを通じた交流促進や意識啓発

【これまでの主な取り組み】

事業概要

- ・知多南部地域自立支援協議会南知多町部会の主催で「みみたっ子ひろば in 南知多」を開催しています。これは、特別支援学校や特別支援学級に通う学齢期（小学生～中学生）の子どもたちや、子どもたちの兄弟が、レクリエーション等で楽しく過ごしなが、障がいのある子どもの保護者同士、保護者やボランティア、福祉関係事業者、学校教員等関係者の相互交流を図っていこうという事業です。
- ・南知多町社会福祉協議会では、南知多町産業まつりにボランティアブースを出展し、登録ボランティア間の協力、交流を行い、募金活動を実施し、障がい福祉に関する啓発もを行っています。
- ・社会福祉法人南知多すいせん福祉会の「すいせんひろば」で開催する「秋まつり」を通じて、障がいのある方と地域住民の交流を図っています。

【実施方針】

「みみたっ子ひろば in 南知多」等イベントの開催を通じて、障がいのある方やその家族と地域住民の方々等多様な人たちが相互交流できるような機会づくりと、障がいのある方に対する意識啓発に努めます。

障がいのある方と地域住民が交流できる機会を多く作り、障がいに対する意識啓発を継続し、障がいのある方を地域で支えていく意識作りの推進を継続して行います。

「すいせんひろば」で開催する「秋まつり」や南知多町産業まつりにおけるブース出展といった各種イベントを当事者の参加を促しながら開催します。

○「障害者週間」の周知・活用

【これまでの主な取り組み】

事業概要
・「広報みなみちた」やホームページを通じて、「障害者週間」（毎年12月3日から12月9日までの1週間）を周知しています。

【実施方針】

住民に対して障がいや障がいのある方に関することを広く啓発する機会として「障害者週間」を捉え、県や障がい者団体等が行う啓発活動に協力し、「障害者週間」の周知とそれを活用した広報・啓発に努めます。

○合理的配慮の推進

【これまでの主な取り組み】

事業概要
・障がいのある方への不当な差別の解消と合理的な配慮を推進するため、町職員を対象に研修会を行っています。
・知多南部地域自立支援協議会では、平成28年4月に施行された障害者差別解消法の理解と推進を地域啓発の機会ととらえ、合理的配慮の説明や当事者の語りを聞くこと、グループワークを行い参加者とともに考えること等を通じて、正しい障がい理解が地域に浸透するように、出張して講座を行う出前講座を行っています。

【実施方針】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいに関する周知・啓発、障がいのある方との交流等を通じて、障がいに対する理解を促進するとともに、社会的障壁の除去を必要としている場合の合理的配慮の実践に向けた取り組みを推進します。

(2) ボランティア活動の促進

○ボランティアの育成

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・町が「南知多町地域防災リーダー養成講座」、南知多町社会福祉協議会が「災害ボランティアコーディネーター養成講座」を開催し、災害時の人材育成、住民の防災、減災意識の向上に努めています。・南知多町社会福祉協議会における各種ボランティア養成講座等の開催を通じて、傾聴ボランティアや手話奉仕員等の養成に努めています。

【実施方針】

「南知多町地域防災リーダー、災害ボランティアコーディネーター養成講座」を開催し、災害時の人材育成、住民の防災、減災意識の向上に努めます。

また、ボランティア養成講座等の開催を継続し、ボランティア、地域の担い手の育成を推進するとともに、ボランティア連絡会、学習会の開催を継続し、団体間の情報共有、連携の向上を図ります。さらにボランティアセンター機能の充実を継続し、ボランティア活動の円滑化を推進します。

○ボランティア活動への支援

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・南知多町社会福祉協議会では、福祉関連団体やボランティア団体の事業を支援するため、各団体の活動に応じた助成をしたり、ボランティア団体等の新たな設立に向けた支援を行っています。

【実施方針】

障がい者福祉に関わるボランティアの事業の推進を図るため、効率的な活動助成を通じて、ボランティア団体等の活動支援を継続して行います。

関係機関との連携を継続し、新しいニーズに対応できるボランティアの発掘、育成に努めるとともにボランティア団体の立ち上げや、各団体の活性化を支援します。

障がいのある方とない方が地域でともに暮らす中で、互いの心の隔たりを埋めるため、障がいへの正しい理解を深めるための福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を促進し、すべての人が交流できる機会や場を拡充するとともに、障がいのある方が地域のさまざまな場に参加しやすい環境づくりを一層進めます。

(3) 福祉教育の推進

○交流教育の推進

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・小学校6校、中学校5校の全校において特別支援学級を設置しており、こうした特別支援学級設置校では、行事や総合的な学習の時間等において特別支援学級在籍の児童・生徒が通常学級の学習に参加し、交流する機会を計画的に設けています。・知多管内においては特別支援学校への就学者の増加を受け、町立学校における特別支援教育の体制拡充、特別支援教育に関する教職員の知識習得に努めています。

【実施方針】

交流教育の推進等により、障がいに対する児童・生徒や保護者、教師の相互理解を促進します。

○福祉講座、講演会の開催

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・知多南部地域自立支援協議会主催の「障害者差別解消法」及び「障害者虐待防止法」の研修を毎年度実施しています。・南知多町社会福祉協議会では、各種ボランティア養成講座等の開催や南知多町ボランティア連絡会等の開催を通じて障がいや障がいのある方に対する相互理解を図っています。

【実施方針】

福祉講座や講演会等の開催による障がいのある方と健常者や福祉関連団体同士の相互理解の促進を図るとともに、福祉の心やボランティアの育成を積極的に行います。

○福祉教育の充実

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・全小中学校において、福祉実践教室の実施や夏期休業中における福祉施設の体験活動により、子どもの発達段階に応じた福祉教育の推進に努めています。・発達障がいや精神障がいに対する理解を深めるためのプログラムを導入したり、小中学校教諭、指導主事を通じて、学校、教育委員会、社会福祉協議会、知多南部地域自立支援協議会との連携を密にし、福祉実践教室の充実が図られています。・福祉教育ハンドブック「ふだんのくらしのしあわせ」の改訂版を毎年度発行し、福祉実践教室等福祉教育のテキストとして活用しています。・障がい及び障がいのある方の理解を深める障がい理解啓発映像（DVD）を知多南部地域自立支援協議会と3町（南知多町、美浜町、武豊町）社会福祉協議会、当事者団体等で作成しました。・福祉実践教室等で障がい理解を深めるため地元の障がい当事者講師の養成等に努めています。

【実施方針】

南知多町社会福祉協議会と小中学校等関係組織同士の連携を密にすることによって、福祉実践教室の充実を図ります。

また、福祉実践教室への保護者の参加を促すとともに、福祉実践教室の地域社会への展開を図ったり、福祉教育ハンドブック「ふだんのくらしのしあわせ」を配布する等、地域社会の中で、障がいや障がいのある方に対する正しい理解を深めることができるような場や機会の提供に努めます。

知多南部地域自立支援協議会啓発部会による障がい理解啓発映像（DVD）を活用した地域への障がい理解、啓発を推進します。

障がいのある方とない方が地域でともに暮らす中で、互いの心の隔たりを埋めるため、障がいへの正しい理解を深めるための福祉教育活動に取り組むほか、地域交流を促進し、すべての人が交流できる機会や場を拡充するとともに、障がいのある方が地域のさまざまな場に参加しやすい環境づくりを一層進めます。

基本目標 2 自立を支援し、いきいきと暮らせる環境づくり

(1) 相談支援・情報提供の充実

○相談支援体制の充実

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・障がいのある方やその家族等に対して、専門的できめ細かな相談に応じるため、美浜町、武豊町と共同し、知多南部相談支援センター（社会福祉法人共生福祉会、特定非営利活動法人ゆめじろう）に委託することによって、相談支援事業を実施しています。・町内での相談支援の機会を提供するため、町役場において、知多南部相談支援センターによる月1回の巡回相談を行っています。また、個別相談にも随時対応しています。

【実施方針】

障がいの種別を問わず総合的に相談ができるよう知多南部相談支援センターを拠点として、3障がいに対応できる相談支援体制の充実に努めます。

また、町における相談対応や窓口での情報提供の充実に努めながら、知多南部相談支援センターや南知多町社会福祉協議会、知多南部地域自立支援協議会等と連携し、利用者にとって分かりやすく、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

さらに、障がいのある方等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス体制を整え、障がいのある方等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等の充実に努めます。

今後、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を目指し、関係者と調整を進めます。

障がいの程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し、利用できるような相談や支援を行い、障がいのある方に寄り添ったケアマネジメントを推進します。

また、身近な生活の相談から障害福祉サービスに至るまで、関係機関との連携を図り、障がいのある方本人を中心とした相談や情報提供等の支援を推進します。

○情報提供の充実

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・町ホームページのリニューアルや行政情報のメール配信サービスの充実に努めています。・「広報みなみちた」や町のホームページのほか精神障害者地域生活ガイドブック「この町で生きる」を発行することによって、障がいのある方の必要としている情報の提供に努めています。・「南知多のふくし」（南知多町社会福祉協議会発行）や南知多町社会福祉協議会のホームページ、南知多町社会福祉協議会の事務所のチラシ・リーフレットコーナーを通じて、福祉サービスの概要の紹介を行っています。・本町に居住する聴覚障がいのある方及び音声又は言語機能障がいのため意思疎通を図ることに支障のある方に、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行っています。

【実施方針】

引き続き、多様な方法によって情報提供の充実に努めます。

福祉情報については、大活字の使用や、音訳、音声・点字に対応する等、各障がいの特性に応じた情報提供をしつつ、意思疎通支援事業の充実に努めることで情報アクセシビリティの向上に努めます。

○差別の解消・虐待防止及び権利擁護の推進

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・知多南部地域自立支援協議会主催の「障害者差別解消法」及び「障害者虐待防止法」の研修を毎年度実施しています。・認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分でない方の権利を擁護するため、知多地域5市5町共同で成年後見制度に関する相談や支援を知多地域成年後見センターに委託しています。また、役場において月1回巡回相談を実施しています。・知多地域成年後見利用促進計画を策定し、知多半島5市5町は、知多地域成年後見センターを中心に、成年後見制度の普及・啓発や、権利擁護全般における体制整備に努めています。・南知多町社会福祉協議会が日常生活自立支援事業を県から受託し、住民の権利擁護に努めています。

【実施方針】

虐待防止については、関係機関との連携を強化し、虐待の未然防止と早期発見への働きかけを行います。また、通報等あった場合は、迅速に対応できる支援体制構築を充実します。

権利擁護については引き続き、知多地域成年後見センターと連携し成年後見制度の周知に努めていきます。

毎年開催される成年後見フォーラムや、成年後見サポーター養成講座の啓発を積極的に行います。

○依存症対策の推進

【これまでの主な取り組み】

事業概要
・依存症について「けんこう南知多プラン」での検討や保健センター窓口で普及啓発を図っています。

【実施方針】

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者及びその家族を対象に、個別相談、グループ事業等を実施するとともに、地域の関係機関との連携や普及啓発、支援者養成を行い、依存症対策の推進を図ります。

○発達障がいのある児童への支援

【これまでの主な取り組み】

事業概要
・「み・み・たのサポートファイル」を作成し、保護者と保健センター・保育所（園）、小中学校等の子育て支援側がよりつながり、子どもにあった適切な対応ができるようにしています。

【実施方針】

子どもの障がいや特性による課題への対応等を含め、切れ目のない支援を提供します。

(2) 障がい福祉サービス等の充実

○障がい福祉サービス等の充実

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・知多南部地域自立支援協議会を開催し、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の充実に努めています。・定期的に「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」を見直し、利用者一人ひとりのニーズの把握に努め、障がい福祉サービス等の充実と提供体制の基盤づくりに努めています。

【実施方針】

障がいのある方が自分の住む場所を自分で選び、必要なサービスを利用し、地域で自立し安心して暮らすことができるように、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の充実に努めます。

障がい福祉分野に関わる人材確保に向け、県、ハローワーク等と連携し、障がい福祉の魅力発信に努めるとともに、知多南部地域自立支援協議会においても対策を検討します。

学生を対象とした福祉実践教室等を活用し、次代の担い手の育成に努めます。

○地域生活支援拠点等の機能の充実

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・障がいのある方の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、知多南部地域自立支援協議会で協議し、障がいのある方の地域生活を支援するための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に努めています。

【実施方針】

障がいのある方が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくため、「地域生活支援拠点整備計画」を定期的に見直し、多様化するニーズに対する相談やサービスに対応できるよう、それぞれの支援体制の充実に努めます。

(3) 居住の場の確保

○町営住宅の充実

【これまでの主な取り組み】

事業概要
・足腰の悪い入居者については、1階の部屋に変更したり、屋内で移動しやすいよう手すりの修繕を行い、生活しやすいよう配慮しています。

【実施方針】

障がいのある方の在宅生活を支援するため、新設や建て替え時には、バリアフリー構造の町営住宅を整備します。

○住宅改修への支援

【これまでの主な取り組み】

事業概要
・地域生活支援事業として、手すりの取付けや床の段差解消等の住宅改修費を給付する事業を実施しています。

【実施方針】

障がいのある方の居住環境を改善するため、地域生活支援事業として実施している住宅改修費を給付する事業の利用促進に努めます。

○居住系サービスの充実

【これまでの主な取り組み】

事業概要
※「障がい福祉計画」の「居住系サービス」(P.84)に記載

【実施方針】

障がいのある方が住み慣れた地域で安定した生活を送ることができるよう支援を行います。

(4) 保健・医療サービスの充実

○障がいの早期発見・早期治療

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・妊産婦健診の実施を通じて、ハイリスク妊娠の早期発見、妊娠中に発症する合併症等の予防に努めています。・母子手帳発行時のアンケート実施及び妊婦健診によりハイリスク者の早期把握と対象者のフォローを行っています。・3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施し発達障がい等の早期発見に努め、関係機関の連携により適切な指導、療育の援助を行っています。・各乳幼児健診で早期に支援事業の紹介をし、ひよこの会やうさぎの会・相談事業等の相談機会の充実を図り、早期発見・治療に努めています。

【実施方針】

妊産婦健診や乳幼児を対象とした健診の充実、すくすく相談やこども発達相談、支援が必要と判断された乳幼児への訪問相談の充実を図ることにより、疾病・障がいの早期発見・早期治療につなげます。

また、保育所・子育て支援センター・学校で、保育士・保健師等の連携により、軽度発達障がい等の発見体制の強化と、発見後の支援に努めます。

○障がいの原因となる疾病の予防

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・脳血管疾患、心疾患、糖尿病等、障がいの原因となる生活習慣病等を予防するため、16歳から39歳までを対象としたヤング健診及び40歳から74歳までの町国民健康保険加入者を対象とした特定健診、75歳以上を対象とした後期高齢者医療の健診を実施し、病気の早期発見・早期治療に努めています。・健診後は健康相談や結果説明を行っています。健診の結果により保健指導を実施し、生活習慣の改善や生活習慣病の予防に努めています。また、必要な方には、医療機関への受診勧奨を行っています。さらに、一般住民や企業、老人クラブ会員等を対象に健康教育（一般健康教育、病態別健康教育、高齢者健康教育）を実施して、健康管理の意識啓発に努めています。

【実施方針】

脳血管疾患、心疾患、糖尿病等、障がいの原因となる生活習慣病等を予防するため、健康教育や健康相談、健康診査の充実と受診の促進を図ります。

また、若い時期から自ら健康管理を行うことの重要性についての意識啓発に努めます。障がいの要因となる疾病等を予防するため、医療機関等と連携し、疾病や障がい等の早期発見及び治療、早期療育を推進します。

○心の健康づくりの推進

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・家に閉じこもりがちで、うつ状態になりがちなひとり暮らし高齢者等の心の健康づくりの一環として、高齢者のための居場所づくり（サロン）の立ち上げを目指したボランティア養成講座の開催を通じて、現在計17カ所でサロン活動が行われています。・美浜町にある地域活動支援センターを拠点に、月1回のほっとスペース（精神障がいのある方の土曜日の居場所づくり）をワークルームかもめのフリースペース事業と協働で実施しています。・高齢者の体力向上や通いの場として、身近な地域で各自の体力に合わせ、自分たちで行う「いきいき百歳体操」グループの立ち上げ支援を行っています。・主に精神障がいのある方どうしの交流を目的とした「風の会」を毎月開催しています。・令和2年度3月に南知多町自殺対策計画策定。各地区の老人クラブ等での健康教育や窓口等で自殺予防の啓発に努めています。

【実施方針】

家に閉じこもりがちで、うつ状態になりがちなひとり暮らし高齢者等の心の健康づくりの一環として「高齢者サロン」の立ち上げを支援します。

身近な地域で顔の見える居場所づくりとして、高齢者だけでなく障がいのある方等誰でも参加できる高齢者サロンを支援します。

身近な人のこころの不調に気付くことができるよう、学校や地域と連携して精神保健に関する知識の普及や相談体制の整備等、心の健康づくりについての支援策の充実に努めます。

障がいのある方が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができる提供体制の充実を図り、自立生活に向けた支援体制を構築します。こころの健康についての普及・啓発と併せて精神障がいに対する理解を促進します。

○医療的ケア児等の支援体制の整備

【これまでの主な取り組み】

事業概要
・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの養成を図っています。

【実施方針】

医療的ケア児等が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の整備を図ります。

(5) 生活安定のため施策の充実

○経済的自立支援の充実

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・障がいのある方の経済的安定を支援するため、各種手当、割引制度等を実施しています。また、障がいのある方が必要な医療を適切に受けることができるように、保険診療の自己負担額を助成しています。・障がいのある方やその家族等の生活を支えるために必要な障がい者手当や年金、医療費の助成等の支援制度に関する情報は、「広報みなみちた」や町のホームページ、南知多町社会福祉協議会のホームページで周知に努めています。・障害者手帳の新規交付者に、障害年金についての説明を行い申請の受け付けを行っています。

【実施方針】

医療費助成、各種手当による経済的支援を実施します。

また、障害者手帳交付時や町広報等を通じて、障がいのある方の経済的安定を支援するため、年金制度や各種手当、割引制度等の周知に努めます。

基本目標 3 障がいのある方の可能性を拓き、社会参加できる環境づくり

(1) 療育・教育の充実

○療育体制の充実

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・保健センターでの健診等で気になるお子さんとその保護者に対して、子ども理解につなげることをねらいとして、2歳児は「うさぎの会」、1歳児は「ひよこの会」を、各月3回開催しています。・保護者と一緒に子ども理解と関りについて学ぶ場として、「療育施設どんぐり園」を立ち上げ、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士との話し合いを設け、それぞれの保護者に子どもへの対応と理解につなげています。・各保育所より保育士も交代で補助に参加し、支援センターと保育所で子ども理解ができる体制を作っています。また、臨床心理士訪問を各年2回に増やし、子育ての不安を軽減できるように相談の場を設ける等、子どもの成長を感じながら助言指導が受けられるようにし、相談支援体制の充実に努めています。・「あいち小児保健医療総合センター」が主催する保育リーダー研修へ保育士を参加させたり、「知多地域障害者生活支援センターらいふ」からの専門家の派遣による支援や指導を受けたりする等によって、障がい児保育・療育体制の充実に努めています。

【実施方針】

障がいのある児童が必要な療育を適切に受けることができるように、「知多児童・障害者相談センター」や「知多地域障害者生活支援センターらいふ」、特別支援学校、「あいち小児保健医療総合センター」等の医療機関等の専門機関との連携を強化しながら、子育て支援センターを活動の拠点とする療育グループ（「うさぎの会」や「ひよこの会」）を支援するとともに、親子通園事業としての「どんぐり園」の充実に努めることにより、療育体制の充実に努めます。

○教育相談・支援体制の充実

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・小中学校連携型のスクールカウンセラーの配置により、学校を越えた相談体制の充実に努めています。・町特別支援教育研究部会において、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育活動が展開されるよう学習形態や支援方法の研究を進めています。・知多南部地域自立支援協議会において作成された個別の支援計画「み・み・たのサポートファイル」を活用し、乳幼児検診から保護者に周知する体制づくりに努めています。

【実施方針】

障がいのある児童や保護者の悩みや不安を解消するため、小中学校と関連機関との連携を強化し、教育相談体制や進路指導の充実に努めるとともに、指導担当者には、専門的な知識と経験が求められることから、その力量の向上に努めます。

また、校内教育支援委員会と特別支援教育校内委員会の目的、位置づけを明確にし、引き続き相互の連携を図りながら適正就学に向けた環境づくりに努めます。

さらに、保護者との協議による個別の教育支援計画の作成の対象を拡大し、引き続き就労までを見通した支援体制の確立を図ります。

○校内の教育環境の整備

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・障がいのある児童・生徒が、安心かつ快適な学校生活を送れるよう、障がいのある児童・生徒の入学に合わせて、トイレや手すり、スロープ等校内のバリアフリー化を進めています。

【実施方針】

障がいのある児童・生徒が適切な支援を受けることができるよう、施設のバリアフリー化を図ります。

○特別支援学級担当教員の研修の充実

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・特別支援学級担任及び特別支援教育コーディネーター等を対象とした、特別支援教育推進に関する研修により、校内の推進役の力量向上が図られています。・特別支援学校のセンター的機能を生かした巡回相談も活用し、個々の実態に応じた適切な対応・支援体制の確立に努めています。

【実施方針】

特別支援学級において適切な指導が行えるよう、教職員に対し、障がいや障がいのある児童の知識や経験を深めるための定期的な研修会・講習会への参加を促進します。また、特別支援学校を始めとした専門機関との連携強化に努めます。

また、特別支援学級の担当者だけでなく、全ての教職員が障がいや障がいのある児童への知識や理解を深め協働する体制づくりや町特別支援教育研究会の機会を通じた学校間連携による課題解決に努めます。

○インクルーシブ教育の推進

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・障がいのある児童・生徒とない児童・生徒が同じ場で共に学ぶことを追求し、それぞれの児童・生徒の特性や実態に応じて、交流学級での授業や行事を行っています。

【実施方針】

発育や発達に支援の必要がある子どもに対する適切な療育を充実するため、教育・福祉・保健・子育て等の連携を強化し、ライフステージを通じた相談支援体制の充実を図るとともに、ネットワーク等の構築をめざします。

(2) 障がいのある方の就労への支援

○雇用・就労機会の拡大促進

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・事業者の障がい者雇用を促進するための取り組みとしては、事業主の方が障がいのある方を雇用するにあたって活用できる関係機関や制度等をガイド冊子としてまとめた「障害者の雇用のために」（愛知県発行）を町内事業者等の目に触れるよう、福祉課窓口のチラシ・リーフレットコーナーに配置しています。・障がいのある方の職業的自立を促進するための取り組みとしては、愛知県と愛知労働局、公共職業安定所の主催による「障害者就職面接会」の案内を広報し、参加を促進しています。・障がいのある方の雇用・就労機会の創出及び障害者優先調達推進法の推進を図る観点から、町内の障がい福祉事業者や施設・障がい者団体への町の業務等の委託や発注に努めています。

【実施方針】

障がいのある方の一般就労を推進するためには民間事業者等の理解が重要であることから、関係機関が作成した冊子やリーフレット等を有効活用しながら、広報やポスター掲示、リーフレット等の配布等、多様な機会を通じて、改正障害者雇用促進法や雇用に関わる制度等の周知に努めます。

障がいのある方の就労機会の拡大を図るため、引き続き愛知県等が主催する「障害者就職面接会」の案内の広報に努めるとともに、障がいのある方の雇用・就労機会の創出を図る観点から、町内の障がい福祉事業者や施設・障がい者団体への町の業務等の委託や発注（官公需の発注）に努めます。

○就労支援の推進

【これまでの主な取り組み】

事業概要
・知多南部地域自立支援協議会や愛知県知多障害保健福祉圏域会議等を通じて、就労に関する情報交換や課題の検討を進めています。また、「知多地域障害者就業・生活支援センターワーク」や公共職業安定所（ハローワーク）等の機関との連携強化に努めています。

【実施方針】

障がいのある方の一般就労を推進するため、障がいのある方の就労意向を的確に把握するとともに、障がい福祉計画に基づき、就労移行支援や就労継続支援等の就労系の障がい福祉サービスの提供に努めます。

知多南部地域自立支援協議会を通じて、就労に関する情報交換や課題の検討を進める等、関係機関とのネットワーク形成に努めるとともに、「知多地域障害者就業・生活支援センターワーク」や公共職業安定所（ハローワーク）等の機関との連携強化に努めます。

○就労定着支援の充実

【実施方針】

障がいのある方の多様な可能性を最大限に活かし、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、関係機関等との連携に努め、就労の場の確保、就職の意向確認、就労後のフォロー等、就労を支援する体制を整備します。

(3) スポーツや生涯学習活動等への参加促進

○スポーツ・レクリエーションの促進

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・障がいのある方を対象としたスポーツ教室やスポーツ大会等の開催については特に行っていませんが、町主催のスポーツ教室に障がいのある児童を柔軟に受け入れよう努めています。・総合体育館等の体育施設の利用については、町補助金を交付する障がい者関係団体等を使用料減免の対象とし、利用促進を図っています。

【実施方針】

障がい者団体等の要望があればスポーツ教室や大会の開催について検討していきます。

また、総合体育館等の体育施設の利用については、町補助金を交付する障がい者関係団体等を使用料減免の対象としており、さらに活用推進に努めます。

安全かつ有効に活用できる生涯学習活動の場の充実を図るとともに、スポーツ・文化・レクリエーション活動を通して障がいのある方と地域とのふれあい、社会参加や生きがいつくり活動を支援します。

○生涯学習活動への参加促進

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・障がいのある方を対象とした事業は行っていませんが、生涯学習講座や文化教室等に受入するよう努めています。・マイスタディ講座（町民が学びたいことを自分（自分たち）で企画・運営する講座）や、マイプロデュース講座（講師が教えたいことを自分で企画・運営する講座）を実施しており、この事業の活用を通じて、障がいのある方自身や障がい者団体等のニーズに応じた講座の開催が可能になっています。

【実施方針】

障がいのある方の生涯学習活動への参加機会を拡大するために、マイスタディ講座やマイプロデュース講座の制度を障がい者団体等へ周知し、その活用の促進に努めます。

障がいのある方が社会の様々な分野に参加していくための情報提供や交流の機会の充実を図ります。

基本目標 4 安心して暮らせる環境づくり

(1) 総合的な福祉のまちづくり

○人にやさしいまちづくりの推進

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・新たな道路整備や道路改良に併せて、障がいのある方をはじめとするすべての人が安全・快適に通行できる歩行者空間等の整備に努めています。・ハード整備と併行して、障がいのある方をさり気なく手助けする等の心のバリアフリー化や既にバリアフリー対応になっている施設等の情報を整理する等ソフト対策に努めています。・南知多町の運営による「海っ子バス」(南知多町コミュニティバス)は、障がいのある方や高齢者に配慮してバリアフリー対応車両の導入を図りました。

【実施方針】

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や、県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」、「人にやさしいまちづくり整備指針」等の法律や指針に基づき、道路や官公庁施設等公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、整備の際には、障がいのある方、高齢者等当事者の意見を聞きながら、利用者の目線に立った検討・事業推進に努めます。

障がいのある方の自立と社会参加を支援し、誰もが安全に快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある方が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき障がいのある方に配慮したまちづくりを推進します。

○情報のバリアフリー化の推進

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・町ホームページでは、ウェブアクセシビリティJIS X 8341-3に準拠し、障がいのある方や高齢者等、誰もが提供される情報や機能を支障なく利用できるようにしています。

【実施方針】

視覚障がいのある方のニーズを把握し、支援体制を検討します。また、障がいのある方にとっても見やすい広報紙づくりの検討及び町ホームページのアクセシビリティの向上を推進します。また、地域生活支援事業の一つである意思疎通支援事業の充実とその利用促進に努めます。

○地域福祉の推進

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・障がいのある方が地域で生活していくため、福祉関係者だけでなく、地域住民の障がいや障がいのある方に対する理解や、日ごろからの支え合いの地域福祉活動を推進しています。・障害者差別解消法の啓発をケーブルテレビ・広報を利用し周知を行っています。また、障害者差別解消法の研修を実施しています。・ヘルプカードを作成し、普及を図っています。

【実施方針】

障がいのある方、高齢者等を中心とする地域福祉計画の策定を検討し、地域住民が主体となって地域福祉の自助・共助の精神やシステムの構築等ができるように努めます。

また、ヘルプカードによる地域住民への障がい理解や日ごろからの支え合いの地域福祉活動を推進します。

(2) 移動・交通手段の確保

○移動・外出支援事業等の充実

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・障がいのある方の地域の自立生活及び社会参加を促すため、障がい福祉計画に基づき、行動援護事業や移動支援事業を実施しています。・身体障害者手帳の1・2級所持者、療育手帳のA判定所持者及び精神障害者保健福祉手帳の1・2級所持者の希望者に、海っ子バス・知多バスと名鉄観光海上船の半額助成券とタクシーの基本料金助成券の交付を行っています。

【実施方針】

障がいのある方の地域の自立生活及び社会参加を促すため、障がい福祉計画に基づき、行動援護事業や移動支援事業を実施します。

また、引き続き、バス・船運賃助成事業やタクシー料金助成事業、通園・通学費助成事業を実施します。

「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている方を運賃割引対象としていない一部事業者に対し、様々な機会をとらえ、割引対象となるように働きかけに努めます。

通園・通学費助成事業については、今後、助成内容の見直しを検討していきます。

鉄道やバス路線等の公共交通機関は、障がいのある方の行動範囲を広げる大切な移動手段であるため、利用しやすい環境整備を働きかけていきます。

また、交通安全対策を充実することで、安心して街中を移動できる施設整備の充実を図るとともに、障がいのある方に対する移動・外出支援事業の充実を図ります。

(3) 防犯・防災対策及び感染症対策の推進

○防犯対策の推進

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・各季の安全なまちづくり県民運動期間にあわせて、町広報誌への掲載や、ケーブルテレビ文字放送、回覧等にて情報提供を行っています。・各季の安全なまちづくり県民運動期間中に各地区での街頭キャンペーンを実施しています。また、毎週水曜日に関係団体と防犯パトロールを実施しています。・知多広域消防指令センターでは、スマートフォン等を用いて緊急通報が可能な「Net119緊急通報システム」、FAXやメールにて緊急通報が出来る「FAX119番通報システム」、「eメール119番通報システム」が運用されています。・愛知県警察では、聴覚や言語機能に障がいがある方等、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォン等を利用して文字や画像で110番通報できる「110番アプリシステム」や、FAXによる緊急通報が可能な「FAX110番」を実施しています。

【実施方針】

障がいのある方が犯罪にあわないようにするため、南知多町安全なまちづくり推進協議会及びその構成団体を通じて、障がいのある方やその家族への注意喚起や被害防止の注意点等の情報提供を促進します。また、引き続き、各季の安全なまちづくり県民運動期間中に各地区でのキャンペーンを実施する等、地域防犯活動を推進します。

地域での見守りや声かけ等、自主防犯団体等と連携し幅広い防犯パトロールの実施に努めます。また、防犯知識の普及に努めるとともに、地域住民や関係機関との連携により、防犯ネットワークの確立を図ります。

さらに、聴覚や言語に障がいがある方に対して、「Net119緊急通報システム」等の周知に努めます。

○防災対策の推進

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・身近な地域における共助による防災体制を確立するため、行政区単位で自主防災会の設立を促進しており、すべての行政区で自主防災組織が立ち上がっています。・避難所にもなっている学校施設の耐震化工事については、平成24年度で完了しました。また、避難生活時にプライバシーを確保するための間仕切り等備品の購入や、障がいのある方が不自由なく避難所生活を送れるよう、避難所運営用備品の整備を図っています。・障がいのある方等のための避難所として、民間の福祉関連事業所と福祉避難所の協定を締結しています。・要配慮者の的確な避難誘導を図るため、災害時要配慮者支援管理システムを導入し、登録者の名簿や地図を地元区、自主防災会、消防団、民生児童委員、社会福祉協議会、知多南部消防組合に提供し、災害時に安否確認や避難援助等の支援を地域の中で受けられる災害時要配慮者を支援する取り組みを推進しています。

【実施方針】

引き続き、自主防災会・県・消防署・警察署等の関連機関との連携を強化し、災害時における避難誘導、安否確認、救助活動を行うための体制づくりに努めます。

学校以外で避難所に指定されている施設の耐震化を検討するとともに、障がいのある方が不自由なく避難所生活を送れるよう、避難所運営用備品の整備を図ります。

障がいのある方が地域で安全・安心に生活できるよう、防災訓練の実施や、自主防災組織の拡充、障がいのある方に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制整備をはじめとした防災対策を充実します。

○感染症対策の推進

【これまでの主な取り組み】

事業概要
<ul style="list-style-type: none">・町内の障がい者施設（居住・日中活動サービス事業所）での感染症への対応について、町の対応マニュアルを周知するとともに、対応や改善策等での相談に対して県と連携しながら支援し、危機管理体制の整備を図っています。

【実施方針】

障がい者施設における感染症対策として、対応マニュアル等を活用して予防の周知・啓発を行う等、感染症予防対策の充実を図ります。

〇 管理指標

基本理念の実現に向け、次の管理指標の目標値達成を目指します。

単位：%

基本成果指標	現状値	目標値	
	令和2年度	令和8年度	令和11年度
障がいに対する理解度 〔「良く理解されている」「ある程度理解されている」と回答した方の割合〕	30.5	34	35
障害福祉サービスの満足度 〔「満足している」「ある程度満足している」と回答した方の割合〕	36.5	40	42
社会参加できる環境 〔「満足している」「ある程度満足している」と回答した方の割合〕	22.8	25	26
安心度・便利度 〔「安心して暮らせる」「ある程度安心して暮らせる」と回答した方の割合〕	32.5	36	37



第 5 章

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の展開

1 計画の基本方針

本計画では、次に掲げる点に配慮し、総合的な自立支援体制の確立を目指します。

「障がいのある方の自己決定と自己選択の尊重」

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある方が自ら居住場所や受ける障害福祉サービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていける環境整備を進めます。

「地域生活移行や就労支援等の課題への対応」

障がいのある方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を充実するとともに、障がいのある方の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、地域におけるサービス提供体制の拠点づくりを進めます。

「地域共生社会の実現に向けた取り組みへの対応」

法律や制度に基づかない支援を通じた、地域住民が主体的な地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに、制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等に向けた体制づくりを進めます。

「地域の実情に応じた障害福祉サービス等の対応」

障がい等により判断能力が不十分で、自らの意思を伝えることが難しい人や、地域生活への移行等が困難な人へのサービス提供体制を充実するとともに、障がいのある方やその家族が安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。

「障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援」

障がい児支援を行うに当たって、障がいのある児童本人の最善の利益を考慮しながら、障がいのある児童の健やかな育成を支援するため、障がいのある児童及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な施設で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

「障がい福祉人材の確保」

障がいのある方の重度化・高齢化が進む中、安定的な障害福祉サービスや障がい福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保とそれに併せてそれを担う人材を確保するために専門性を高めるための研修の実施や、他職種間の連携等の体制づくりを進めます。

「障がいのある方の社会参加の支援」

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある方が多様なスポーツ、読書等の文化活動を楽しむことができる環境整備を進めます。

2 成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	国の基本指針	目標
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	令和5年度末までの施設入所者削減数を1名とする。(令和元年度末時点の入所者数：10人)
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	令和元年度末から令和5年度末までの地域生活移行者数を1名とする。(令和元年度末時点の入所者数：10人)

- 活動指標については、第5章 3「障害福祉サービスの利用状況と利用見込み」(P.79)、4「地域生活支援事業の利用状況と利用見込み」(P.86)で設定しています。

目標実現に向けた取り組み

自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや地域定着するために必要なことを的確に捉えながら、各機関との連携の下に支援を行います。

また、障がいのある方の地域生活への移行の受け皿として、グループホーム等の「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援等の「日中活動の場」の利用促進に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、次の取り組みを実施します。

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（内訳は別表）	19人	19人	19人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	10人	11人	12人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人

※ 別表

取組事項	令和3年度						
	保健	医療 (精神科)	医療(精神 科以外)	福祉	介護	当事者	家族等
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	1人	1人	1人	10人	3人	1人	2人
	令和4年度						
	保健	医療 (精神科)	医療(精神 科以外)	福祉	介護	当事者	家族等
	1人	1人	1人	10人	3人	1人	2人
	令和5年度						
	保健	医療 (精神科)	医療(精神 科以外)	福祉	介護	当事者	家族等
1人	1人	1人	10人	3人	1人	2人	

目標実現に向けた取り組み

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいのある方を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、障がい福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障がいのある方の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として知多南部地域自立支援協議会を活用し、検討を進めます。

なお、令和5年度末において、精神病床における1年以上長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）については、2人（65歳以上利用者数1人、65歳未満利用者数1人）となる見込みです。

（3）地域生活支援拠点等における機能の充実

項目	国の基本指針	目標
地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	令和5年度末までの間、知多南部地域（南知多町、美浜町、武豊町）の複数の機関で担う仕組み（面的整備）にて実施している地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	1か所	1か所	1か所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回以上	1回以上	1回以上

目標実現に向けた取り組み

障がいのある方の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がいのある方の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

検討に当たっては、本町の実情や課題について関係機関が情報を共有し、知多南部地域自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	国の基本指針	目標
一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上	令和5年度に、令和元年度の一般就労移行者2人から、5人にする
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上	令和5年度に、令和元年度の就労移行支援における一般就労移行者数1人から、2人にする
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上	令和5年度に、令和元年度の就労継続支援A型における一般就労移行者数0人から、1人にする
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上	令和5年度に、令和元年度の就労継続支援B型における一般就労移行者数1人から、2人にする
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本	国の基本指針通り
就労定着支援事業の就労定着率	令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本	国の基本指針通り (本町には就労移行支援事業所がないため、計画期間中に事業所の参入があった場合)

- 活動指標については、第5章 3「障害福祉サービスの利用状況と利用見込み」
(2) 日中活動系サービス(P.81)で設定しています。

目標実現に向けた取り組み

障がいのある方の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達や障がい者施設に通所する障がいのある方の工賃向上の取り組みを進める等、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等①

項目	国の基本指針	目標
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本	圏域での設置を検討
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本	近隣市町の事業所と連携し、利用できる体制を構築
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	圏域で確保
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	圏域で確保
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本	知多南部地域自立支援協議会子ども部会に設置した協議の場を充実させる
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	令和2年度末までに、圏域及び町において1人ずつ配置しており、今後も県主催の養成研修を受講していく

目標実現に向けた取り組み

児童発達支援センターの設置について国の基本指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを設置することを基本としていますが、発達に心配のある児童の福祉向上を図ることを目的とした親子通園事業を実施しているどんぐり園を、令和5年度末までに、児童発達支援センターへ移行することは困難な状況です。

したがって、町単独では児童発達支援センターの設置については目標としませんが、圏域での設置を検討していきます。

保育所等訪問支援の利用体制の構築については、現在、本町には保育所等訪問支援事業所はありませんが、近隣の市町にある事業所と連携することにより、令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目標とします。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、現在、本町には主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所はありませんが、令和5年度末までに、圏域で確保することを目標とします。

障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、地域との交流機会の確保等を推進していきます。また、重症心身障がい児や医療的ケア児が利用できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備を推進します。

障がい児支援の提供体制の整備等②

発達障がいのある方やその家族等に対して支援するため、次の取り組みを実施します。

活動指標				
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数		1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数		0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加人数		1人	1人	1人
障がいのある児童の受け入れ	保育所	2人	3人	4人
	認定こども園	0人	0人	0人
	放課後児童クラブ	1人	1人	1人

目標実現に向けた取り組み

ペアレントトレーニング及びペアレントプログラムについては、今後、町内外事業者と協働等により開催し、受講者の確保に努めます。

ペアレントメンターについては、現状、受講へのハードルが高いことから本計画期間中は見込んでいませんが、受講希望者がいれば個別に調整を図っていきます。

ピアサポートの活動については、当事者等が気軽に集える機会の提供に努めます。

保育所については、障がい児保育にて加配を必要とする子どもの数を計上しています。本町では、特に障がい児指定園を設けず、すべての保育所で受入体制を整えています。今後、見込量を確保するために、受入体制のさらなる充実を図ります。

放課後児童クラブについては、過去に障がいのある児童を受け入れた実績はありませんが、今後は、障がいのある児童の特性を踏まえた育成支援向上のための職員研修や環境整備を行い、可能な限り人員確保を含めた受入体制を図ります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

項目	国の基本指針	目標
相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制	令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保	令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	1件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	0回	0回	1回

目標実現に向けた取り組み

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを設置し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取り組みを進めます。

障がいのある子どもへの療育・保育・教育の実施に当たっては、各関係機関との情報共有・連携により、個別のニーズに対応し、ライフステージを通じた切れ目のない支援が行える相談支援体制の整備を図ります。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

項目	国の基本指針	目標
サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築	令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築する

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	無(0)	無(0)	有(1)

目標実現に向けた取り組み

障がいのある方等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討に当たっては、知多南部地域自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。

3 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み

(1) 訪問系サービス

サービス名	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいのある方や精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	14	16	11	16	16	16
	時間	103	148	121	148	148	148
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
行動援護	人	1	1	1	1	1	1
	時間	16	12	18	18	18	18
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分まで(令和2年度のみ11月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

町内及び近隣市町の事業者に対して、需要に応じた柔軟なサービスの提供や従事者の確保を要請するとともに、介護保険制度による訪問介護事業所で障がいのある方に対するサービスが提供できるよう調整(共生型サービスの推進を含む)を図りながら、必要なサービス量の確保に努めます。

また、利用者に対しては、情報提供の充実に努める等、必要なサービスを適切に利用できるよう支援します。

- サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入を促進するとともに、事業者との連携や助言・指導を行う等相談支援体制やサービス提供体制の充実に努めます。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がいのある方等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	概要
生活介護	障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある方または難病を患っている人等に対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいのある方または精神障がいのある方に対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がいのある方が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がいのある方や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に障がい者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	44	42	42	44	44	44
	人日	869	820	854	874	874	874
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人	1	1	1	1	1	1
	人日	1	1	1	1	1	1
就労移行支援	人	3	2	1	3	3	3
	人日	44	27	12	44	44	44
就労継続支援 (A型)	人	2	4	5	8	13	20
	人日	44	76	95	160	260	400
就労継続支援 (B型)	人	18	21	24	28	32	37
	人日	301	347	408	469	536	620
就労定着支援	人	1	2	3	5	7	10
療養介護	人	1	2	2	3	4	6
福祉型短期入所	人	5	5	2	5	5	5
	人日	34	35	12	35	35	35
医療型短期入所	人	1	1	1	1	1	1
	人日	1	1	1	1	1	1

※各年度3月分まで(令和2年度のみ11月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

現利用者に加えて、特別支援学校の卒業生の利用に伴う利用増加も加味しながら、障がいのある方が希望する日中活動系のサービスをできる限り身近な地域で利用できるようにするため、町内及び近隣市町の事業者への事業拡大等（共生型サービスの推進を含む）の働きかけを行うとともに、知多南部地域自立支援協議会を通じて事業者参入に向けての効果的な方策について検討を進めます。

- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。
- 障がいのある方が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービスの充実を図ります。
- 特別支援学校の卒業生や在宅で重度の障がいのある方が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、生活介護施設等の整備・誘導に努めます。

- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 医療的ケアを要する人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス名	概要
共同生活援助	障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障がいのある方へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人	17	16	22	25	28	32
施設入所支援	人	10	10	10	10	10	9
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分まで(令和2年度のみ11月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

居住系サービスは、個々の生活設計を踏まえながら、長期的観点に立った計画が必要となることから、本人や家族と十分に相談しながら今後のサービス利用支援を図ります。また、広域的な対応も視野に入れつつ、サービス提供事業者等に対し、グループホームの整備を働きかけるとともに、できる限り身近な地域でサービスが提供できるよう、町の施設や土地等既存ストックの有効活用等についても適宜検討しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

- 障がいのある方のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。特に、グループホームについては、地域生活への移行を推進していく上で不足が指摘されていることから、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進していきます。
- グループホームの整備を働きかけるにあたり、障がいのある方に対する誤解・偏見が生じないように、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図りながら、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。
- 障がいのある方の生活を地域全体で支えるため、地域生活支援拠点等、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス名	概要
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入院している精神障がいのある方等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がいのある方に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	26	28	29	31	32	34
地域移行支援	人	0	1	1	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分まで(令和2年度のみ11月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

計画相談支援については、県等が実施する研修会等への参加促進を図る等、障がい種別にかかわらず対応できる幅広い知識を備えた相談支援専門員の確保に努めるとともに、町内外の事業者の協力を得ながら見込量に見合うサービスの提供体制の充実を進めます。

また、地域移行支援・地域定着支援については、事業を行える指定一般相談支援事業所が町内にないため、利用希望があった場合に必要なサービスが提供できるよう、町外の事業所と調整します。

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 地域で生活している障がいのある方が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。
- 地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行います。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

4 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

※令和2年度のみ11月時点

② 見込量確保の方策

イベントやホームページ等を通じて啓発を行っており、今後も継続して啓発を行います。また、ヘルプマークやヘルプカードの普及啓発に努め、地域への障がい者理解への促進を図っていきます。

- 障害者週間にあわせたイベント開催等による理解促進に向けた取り組みを行い、このころのバリアフリーを推進します。

(2) 自発的活動支援事業

サービス名	概要
自発的活動支援事業	障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方とその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

※令和2年度のみ11月時点

② 見込量確保の方策

引き続き、南知多町社会福祉協議会や知多南部地域自立支援協議会等の関係機関と連携し、障がいのある方とその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。

- 知多南部地域自立支援協議会を通じて障がい者虐待防止や差別解消に関する研修会を開催する等、虐待防止や差別解消に向けた意識啓発を進めます。
- 自主グループの活動を支援し、障がいのある方の生きがいづくりを促進するとともに、活動の活性化に努めます。

(3) 相談支援事業

サービス名	概要
障害者相談支援事業	障がいのある方等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある方等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある方に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施状況	無	無	無	無	無	無

※令和2年度のみ11月時点

② 見込量確保の方策

本町の規模や知多南部地域の状況を踏まえると、引き続き「知多南部相談支援センター（社会福祉法人共生福祉会、特定非営利活動法人ゆめじろう）」を中心にして、障がいのある方やその家族等の相談に応じていきます。また、障がいのある方に対する虐待や差別の防止に向けて、住民等からの虐待や差別に関する通報等に対応するとともに、サービス提供事業者や相談支援事業者等関係機関と連携を図り人権擁護に努めます。

なお、今後、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を目指し、関係者と調整を進めます。

- 障がいのある方の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置・運営し、地域の相談支援体制の強化や人材育成を行います。
- 基幹相談支援センター等機能強化事業を実施します。また、住宅入居等支援事業については、関係課と調整・検討を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス名	概要
成年後見制度利用支援事業	障がいにより判断能力が不十分な人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用及び法人後見の活動を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	17	23	20	23	23	23
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無

※令和2年度のみ11月時点

② 見込量確保の方策

成年後見制度については、平成20年4月から知多地域5市5町共同で知多地域成年後見センターに法人後見、相談支援、普及啓発等の業務を委託し、認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分でない方たちの権利を擁護し、制度の適切な利用促進を図るための総合的な支援を行っています。

知多地域成年後見センターを広く周知し、成年後見制度の円滑な利用促進を図ります。また、社会福祉協議会が実施している権利擁護事業である「日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）」の周知と円滑な利用促進に努めます。

- 成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、相談支援事業者等と連携して成年後見制度の利用を促進します。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見の実施を予定する法人が現れた場合、事業の実施を検討します。
- 知多地域5市5町が協議して令和2年3月に広域で策定された、第1期知多地域成年後見制度利用促進計画に基づき、更なる権利擁護支援の充実を図ります。

(5) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス名	概要
手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいがある方に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。
要約筆記者派遣事業	
手話通訳者設置事業	

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	利用者数	2	5	3	2	2	2
要約筆記者派遣事業	利用者数	0	7	2	2	2	2
手話通訳者設置事業	設置人数	0	0	0	0	0	0

※令和2年度のみ11月時点の実績から推計

② 見込量確保の方策

本町のような規模の自治体で手話通訳者を常設することは現実的ではないことから、引き続き、必要に応じた手話通訳者等の派遣によって対応します。このため、こうした制度を周知し、利用促進に努めます。また、南知多町社会福祉協議会を通じて、手話通訳者や要約筆記者を養成する講座等を実施することにより、サービス提供体制の確保に努めます。これによって、聴覚に障がいのある方の地域生活支援の推進を図ります。

- 手話通訳者や要約筆記者の増員、養成や技能の向上を図るため、引き続き養成講座等を実施します。

(6) 日常生活用具給付等事業

サービス名	概要
日常生活用具給付等事業	重度の身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方であって、当該用具を必要とする者に対し、日常生活上の便宜を図るため、用具の購入費の一部を助成します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	件	0	3	0	3	3	3
自立生活支援用具	件	0	3	0	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	1	5	0	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	5	13	18	23	28	32
排泄管理支援用具	件	424	498	512	563	618	679
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	1	0	1	1	1

※令和2年度のみ11月時点の実績から推計

② 見込量確保の方策

障がいのある方の自立支援の観点から、継続的な利用が必要となる用具を適切に把握し計画的な給付に努めます。また、適切な利用促進を図るために各サービスの周知に努めます。

- 日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	概要
手話奉仕員養成 研修事業	聴覚障がいのある方等との交流活動の促進やボランティア育成講習会等を通じて、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員養成 研修事業	講習 修了者数	1	1	1	1	1	1

※令和2年度のみ11月時点の実績から推計

② 見込量確保の方策

- 手話奉仕員・通訳者の育成のための講習会を継続して実施する等、必要な人材の育成・確保に努めます

(8) 移動支援事業

サービス名	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

① 必要な量の見込み（1月あたり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用者数	10	9	11	10	10	10
	利用時間	91	92	132	108	108	108

※令和2年度のみ11月時点の実績から推計

② 見込量確保の方策

障がいのある方の社会参加促進を図るため、サービス提供事業者や相談支援事業者と連携を図りつつ、必要なサービス量の確保に努めます。

- 利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施等を含め、移動支援の充実に努めます。
- 移動支援事業への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります。

(9) 地域活動支援センター事業

サービス名	概要
地域活動支援センター事業	障がいがある方が通い、創作活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所数	2	2	2	2	2	2
	利用者数	20	17	18	20	20	20

※令和2年度のみ11月時点の実績から推計

② 見込量確保の方策

障がいのある方の日中活動の場として重要であることから、引き続き、常滑市、美浜町、武豊町と本町1市3町の委託事業「地域活動支援センターひろばわっぱる」と美浜町と本町の2町の委託事業「ワークルームかもめ」の充実に努めます。

- 地域活動支援センターの相談支援機能の強化を図るとともに、創作的活動及び地域交流の場として、内容の充実に努めます。

(10) 地域移行のための安心生活支援事業

サービス名	概要
体験的宿泊事業	地域生活への移行や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用やひとり暮らしの体験の機会や場を提供する。
緊急時一時宿泊事業	地域で生活する障がいのある方等の急な体調不良や、介護者または保護者の急病等の場合、短期入所等における緊急受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
体験的宿泊事業	件	3	7	8	9	10	11
緊急時一時宿泊事業	件	2	0	8	8	8	8

※令和2年度のみ11月時点の実績から推計

② 見込量確保の方策

サービス事業所等に対し、事業所登録の働きかけを行い、受け入れ態勢の確保に努めます。

(11) その他の事業

サービス名	概要
日中一時支援事業	障がいのある方及び児童の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、昼間に介護等のデイサービスを行います。
訪問入浴サービス事業	家庭において、長期にわたり入浴することができない身体障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るため、移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。
自動車改造費助成事業	身体に障がいのある方で免許の条件が付されている人に対し、就労、通院、通学等のため、自己が所有する自動車の操行装置等の一部を改造する費用の一部の助成を行います。
自動車運転免許取得費助成事業	身体に障がいのある方に対し、就労、通院、通学等のため普通自動車の免許を取得する際に、その取得費の一部の助成を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	年間利用者数	6	6	5	6	6	6
訪問入浴サービス事業	月間平均利用者数	2	2	2	2	2	2
自動車改造費助成事業	年間利用者数	1	2	0	2	2	2
自動車運転免許取得費助成事業	年間利用者数	1	1	0	1	1	1

※令和2年度のみ11月時点の実績から推計

② 見込量確保の方策

日中一時支援事業については、必要なサービス量をサービス提供事業者と協力・連携により確保します。

一方、「訪問入浴サービス事業」、「身体障害者自動車運転免許取得費助成事業」や「身体障害者用自動車改造費助成事業」については利用者が少ないため、利用者数の変動によるサービス供給量への影響も顕著に表れることから、引き続き柔軟なサービス提供に努めます。

- 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実績等を勘案し、適切な事業者等を選定しつつ、事業を必要とする人へサービス提供体制の充実を図ります。

5 障害児支援の利用状況と利用見込み

サービス名	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がいのある児童が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がいのある児童で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障がいのある児童に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	0	0	1	1	1	1
	人日	0	0	7	7	7	7
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	12	14	12	14	14	14
	人日	108	138	117	138	138	138
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	3	4	4	5	5	6
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	相談支援専門員 (美浜町との合同)	0	0	1	1	1	1
	保健師 (町単独)	1	1	1	1	1	1

※各年度3月分まで(令和2年度のみ11月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がいのある児童の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。



第 6 章

計画の推進体制及び評価

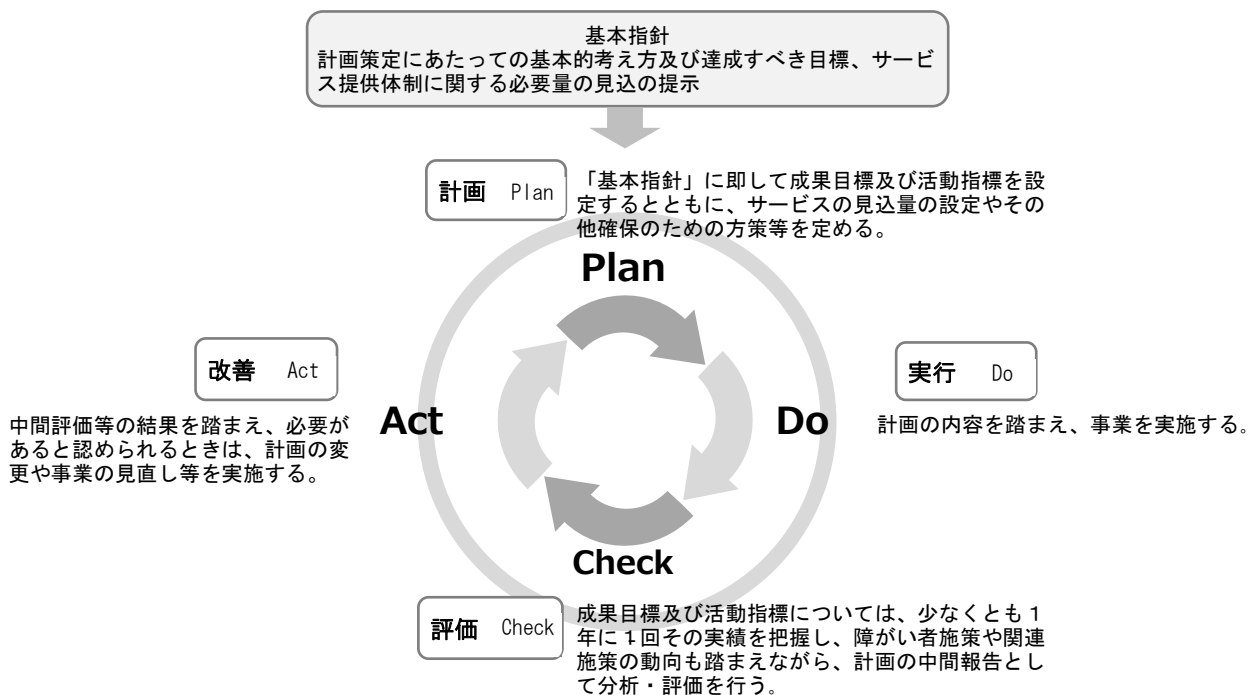
1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国や県、知多南部地域自立支援協議会や南知多町障がい者計画策定委員会との連携のもと、町民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者等とのネットワークの形成を図り、障がいのある方が個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活が営めるように支援体制の確保を図り、計画を推進します。

2 計画の進行管理

国の基本指針を踏まえ、障がい福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標については、1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行います。また、知多南部地域自立支援協議会の意見を聴く等、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等を行い、その結果を町ホームページ等で公表します。





資料編

|| 1 南知多町障がい者計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 南知多町障がい者計画、南知多町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定するにあたり、幅広い視野から検討を行うとともに、的確な助言を得るため、南知多町障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画策定に関連する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉団体関係代表者
- (2) 障害者関係事業者等代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から当該年度末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員及び団体の代表が交代した場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会は、必要に応じて関係者、関係団体等の意見を聞くことができる。

(会議)

第6条 委員会の会議においては、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員長（委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、事務局において処理するものとし、事務局は南知多町厚生部福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

|| 2 南知多町障がい者計画等策定委員会委員名簿

(敬称略/順不同)

区分	役職	氏名	備考
福祉団体関係代表者	身体障害者福祉連合会会長	鈴木俊秀	
	手をつなぐ育成会会長	松本千津子	
	精神障害者家族会代表	大岩せつよ	
	民生委員児童委員協議会会長	山本宏	
	社会福祉協議会代表	大森宏隆	委員長
障がい者関係事業所等代表者	ゆめじろう	田中涼子	
	わっぱる	古川紀衣	
	すいせんひろば	佐藤みち子	
	こんぱす	靱山えり	
当事者		相川健太郎	
合計 10名			

3 南知多町第2次障がい者計画・第6期障がい福祉計画 ・第2期障がい児福祉計画策定経過の概要

年月日	内 容
令和2年7月30日	第1回南知多町障がい者計画等策定委員会 議題 (1) 南知多町第2次障がい者計画、第6期障がい福祉計画及び 第2期障がい児福祉計画の策定にあたって (2) 南知多町障がい者計画等策定スケジュール(案)について (3) 福祉に関するアンケート調査(案)について
令和2年 9月1日～25日	福祉に関するアンケート調査の実施
令和2年11月12日	第2回南知多町障がい者計画等策定委員会 議題 (1) アンケート調査の結果報告について (2) 計画の骨子について (3) 知多南部地域自立支援協議会南知多町部会からの提言等について
令和2年12月24日	第3回南知多町障がい者計画等策定委員会 議題 (1) 南知多町第2次障がい者計画・第6期障がい福祉 計画・第2期障がい児福祉計画(素案)について (2) パブリックコメントについて
令和3年 1月8日～25日	南知多町第2次障がい者計画、第6期障がい福祉計画及び第2期障 がい児福祉計画(素案)に関するパブリックコメントの実施
令和3年3月11日	第4回南知多町障がい者計画等策定委員会 議題 (1) パブリックコメントに寄せられた意見及び県からの意見の 対応について (2) 南知多町第2次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画(最終案)の承認について (3) 南知多町第2次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画概要版(案)について

4 町内サービス事業所一覧

事業所名	サービス名	電話番号	地区
NEVERLAND	就労継続支援（B型）	0569-89-8766	内海
あっとほーむ「さくら」	共同生活援助	0569-65-2753	豊丘
うらら（海空）	就労継続支援（B型）	0569-89-8431	内海
ケアホーム太陽 千鳥寮	共同生活援助	0569-62-0915	内海
こだまのいえ 知多山海	共同生活援助	0569-77-5038	山海
ショートステイ内海一色	短期入所	0569-84-6600	内海
すいせんの家	共同生活援助	0569-65-1925	内海
すいせんの窓	計画相談支援	0569-65-1925	豊丘
すいせんひろば	生活介護	0569-65-1925	豊丘
たいよう	就労継続支援（B型）	0569-65-3615	豊浜
ミソラ（海空）	放課後等デイサービス	0569-89-8431	内海
相談支援事業所 オリーブ	計画相談支援	0569-65-1120	豊丘
南知多町社協ヘルパーステーション	居宅介護	0569-65-2687	豊浜
	重度訪問介護	0569-65-2687	豊浜
放課後等デイサービスこんぱす	放課後等デイサービス	0569-89-8766	内海

5 用語解説

【あ行】

ICT (Information and Communication Technology)

情報処理および通信技術を総称する用語。通信技術を活用したコミュニケーション。

いきいき百歳体操

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるように支援することを目指し、高知県高知市で開発された体操。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある方が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある方とない方が共に学ぶ仕組み。

【か行】

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに各該当法律に基づき相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設。

共生社会

障がいの有無にかかわらず、国民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会。

【さ行】

障がい支援区分

市町村が障がい福祉サービスの種類や量等を決定するための判断材料の一つとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。区分1が低く、区分6が高い。

障害者虐待防止法

障がいのある方に対する虐待が障がいのある方の尊厳を害するものであり、障がいのある方の自立及び社会参加にとって障がいのある方に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障がいのある方に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がいのある方に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がいのある方の権利利益の擁護に資することを目的とする。

障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とする。

情報アクセシビリティ

年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

生活習慣病

生活習慣を改善することにより病気の発症や進行を予防できるという、病気の捉え方を示したもので、個人が病気予防に主体的に取り組むための認識をもってもらうために「成人病」に変わって導入された概念。がん・高血圧・脳卒中・糖尿病・肥満等。

成年後見制度

知的障がいのある方、精神障がいのある方等で、主として意思能力が十分でない方の財産がその人の意思に即して保全活用され、また日常生活において、主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度。

成年後見センター

認知症や知的障がい、精神障がいのため判断能力が十分でない方の権利・財産を守るために成年後見に関する相談窓口等の委託を受けた施設。

ソーシャル・インクルージョン

ノーマライゼーションの理念の発展型と位置づけられる概念で、障がいの有無にかかわらず、高齢者も子どももあらゆる人が必要な支援を受けながら地域社会に包み込まれて暮らすという考え方。

【た行】

地域活動支援センター

地域に暮らす障がいのある方の日常生活の相談や支援、地域交流活動等を行うことにより社会復帰、自立、社会参加の促進を図るための施設。

地域生活支援拠点等

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

地域生活支援事業

障がいのある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施できる事業。市町村が行う必須事業として、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業がある。訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等の必須事業以外の事業も実施することができる。とされている。

知多南部地域自立支援協議会

知多南部3町（南知多町、美浜町、武豊町）で構成され、障害者総合支援法の中で障がいのある方が障がいのない方とともに暮らせる地域をつくるため、障がい福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための協議会。

特定健診

平成18年の健康保険法の改正によって、平成20年4月より40～74歳の保険加入者を対象として、健康保険組合や国民健康保険等の保険者に義務づけられた健診。肥満、高血圧症、脂質異常、糖代謝異常、喫煙状況等の危険因子の保有状況により内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者を発見する。

特別支援学級

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のこと。

特別支援学校

障がいのある児童・生徒が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育をうけることと、学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られることを目的とした学校。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援教育コーディネーター

特別支援学校や小・中学校において、特別支援教育を推進する役割を中心的に担う教諭。発達障がい児に関する教育相談、福祉、医療等関連諸機関との連携調整役となる。

特別支援教育アドバイザー

障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方等について、教職員、特別支援教育支援員、ボランティア等に対し、助言・援助を行う人。

【な行】

ノーマライゼーション

障がいのある方とない方とは、お互いが特別に区別されることなく社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策等も含まれる。

【は行】

バリアフリー

障がいのある方が社会生活をしていく上で、障がい（バリア）となるものを除去するという意味。

ピアサポート

障がいのある方自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある方の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。また、この活動をする人を「ピアサポーター」という。相談に力点を置く「ピアカウンセリング」も類似の概念。

福祉避難所

介助が必要な高齢者や障がいのある方、妊産婦らに配慮した避難所。

ヘルプカード

障がいのある方等が災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのもの。緊急連絡先や必要な支援内容等が記載されている。

ペアレントトレーニング

親は自分の子どもに対して最良の治療者になることができるという考えに基づき、親に子どもの養育技術を身につけてもらうトレーニング。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者等を、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

ペアレントメンター

発達障害のある子どもを育てた経験を持つ親で、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親等の相談・助言を行う。

【ら行】

ライフステージ

人の一生を幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期等に区切った、それぞれの段階。また、家族については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期等生活の節目に着目した生活様式の捉え方。

南知多町
第2次障がい者計画
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画

発行日／令和3年3月

編集・発行／南知多町 厚生部 福祉課

〒470-3495

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地

TEL : 0569-65-0711

FAX : 0569-65-0694

